

# 第3期 筑後市障害者基本計画

(平成31年度(2019年度))

～平成38年度(2026年度)

平成31年(2019年)3月

筑後市



## はじめに

近年、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な法令の整備が進められてきています。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、年々、障害のある方の意識も変化し、地域における自立支援や社会参加への意識がますます高まってきている一方、障害のある方の高齢化、障害の重度化・多様化も進んでおり、個々の障害の状況に応じた対応が求められています。



こうしたなか、本市におきましては「第2期 筑後市障害者基本計画」の計画期間の満了を受け、本市の障害者を取り巻く現状と課題に対応できるよう、広く市民及び関係機関や関係団体・事業所からいただいた御意見等を踏まえながら、この度平成31年度から8年間の計画期間とする「第3期 筑後市障害者基本計画」を策定いたしました。

今後も、本計画に掲げる基本理念の「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を目標とし、障害の有無にかかわらず誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の実現に向けて、施策の推進をしてまいりますと存じます。

皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、熱心にご議論いただいた筑後市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

筑後市長

西田 正浩



# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制と過程	6
(1) 計画の策定体制	6
(2) 実態調査	7
(3) 関係団体からの意見聴取	8
(4) パブリックコメント	8
第2章 障害者を取り巻く現状	9
1 人口の推移	9
2 身体障害者の状況	10
3 知的障害者の状況	12
4 精神障害者の状況	13
5 障害者雇用率	14
6 実態調査からみる課題	15
7 事業所アンケート・ヒアリングからみる課題	26
8 第2期 筑後市障害者基本計画の進捗評価	29
(1) 各担当課による施策の進捗評価	29
(2) 実態調査による市民の施策評価	33
第3章 計画の基本理念	38
1 基本理念	38
2 重点的に取り組む課題	40
3 計画体系	50
第4章 障害者施策の展開	51
I 啓発・広報	51
(1) 差別の防止と理解の促進	53
(2) 関係団体・事業所支援の充実	53
(3) 福祉教育の充実	54

II	生活支援	55
	(1) 相談支援体制の整備	57
	(2) 生活安定施策の周知	57
	(3) 居住支援の充実	58
	(4) 在宅福祉サービスの充実	58
	(5) 外出支援の充実	59
III	生活環境	60
	(1) バリアフリー化の推進	61
	(2) 防犯対策の推進	62
	(3) 防災対策の推進	62
IV	教育・育成	63
	(1) 療育の充実	65
	(2) 学校教育の充実	65
	(3) 社会教育の充実	66
V	雇用・就労	67
	(1) 就労移行支援の充実	68
	(2) 一般就労の促進	69
	(3) 福祉的就労の充実	69
VI	保健・医療	70
	(1) 保健事業の充実	71
	(2) 早期発見の強化	71
	(3) 医療サービスの充実	72
VII	情報・コミュニケーション	73
	(1) 情報バリアフリー化の推進	74
	(2) 情報収集、情報提供の充実	74
第5章	計画の推進体制	77
	1 総合的な推進体制	77
	2 計画の進行管理体制	77
資料編		78
	筑後市障害者施策推進協議会規則	78
	筑後市障害者施策推進協議会委員名簿	80
	策定の経緯	81
	用語集	83

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成21年（2009年）3月に平成29年度（2017年度）を目標とする「第2期 筑後市障害者基本計画」を策定しました。この計画では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の実現をめざし、「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げました。

この基本理念の実現に向け、以下の4項目の基本方針を掲げ、地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協働しながら、障害者が地域社会で安心して自立した生活を送れるようなまちづくりを進め、保健、医療、福祉、教育、生活環境など広い分野にわたる施策に総合的に取り組んできました。

### 基本方針

1. だれもが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進
2. 主体性、自立性を保障する施策の推進
3. 市民とともに創造する地域福祉の推進
4. 施策の連携

前計画策定以降、障害者施策は大きく変わってきており、国連の障害者権利条約に対して、平成19年（2007年）に日本が署名し、平成26年（2014年）に批准するまでの間において、障害者に関する様々な法律が整備され新設されています（P3、4参照）。

それらの法律における変更のなかでも、障害者の定義が「医学モデル」から、「社会モデル（日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点）」へ変革したこと、「合理的配慮（障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整）」の考え方が確立され、努力義務とされたこと等は、障害者に対する概念を大きく変える変更点といえます。

また、障害者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」が、新しく「障害者基本計画（第4次）」として策定され、平成30年（2018年）3月に閣議決定されました。この「障害者基本計画（第4次）」は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画であり、計画において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とし、障害者施策の推進が図ら

れています。

昨今の社会情勢として、様々な分野の課題が絡み合い複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられるようになっていきます。そういった課題に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、「地域共生社会」をめざした取組が行われています。

また、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定し、日本においてより高い水準のバリアフリー化が推進していくのと同時に、障害の有無にかかわらず選手たちがみせる圧倒的なパフォーマンスを直に目にすることができるパラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える機会となることが考えられます。

本計画は、筑後市において平成21年度（2009年度）3月に策定した「第2期 筑後市障害者基本計画」の計画期間が満了になることから、これらの法律や制度内容・社会情勢の変化等を踏まえ、地域に暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざし、筑後市における新たな「第3期 筑後市障害者基本計画」として策定したものです。

なお、本計画では「障害者」という表現を使用しています。「障害者」という言葉は一般的に否定的に捉えられがちですが、心理的・制度的・物理的な環境のバリア（障壁）により社会的不利をこうむっている人、すなわち社会的に不利な環境条件を取り除くことにより、普通の市民生活を送れる人々という考えのもと使用しています。

障害者福祉をめぐる法律・制度の動き 一覧

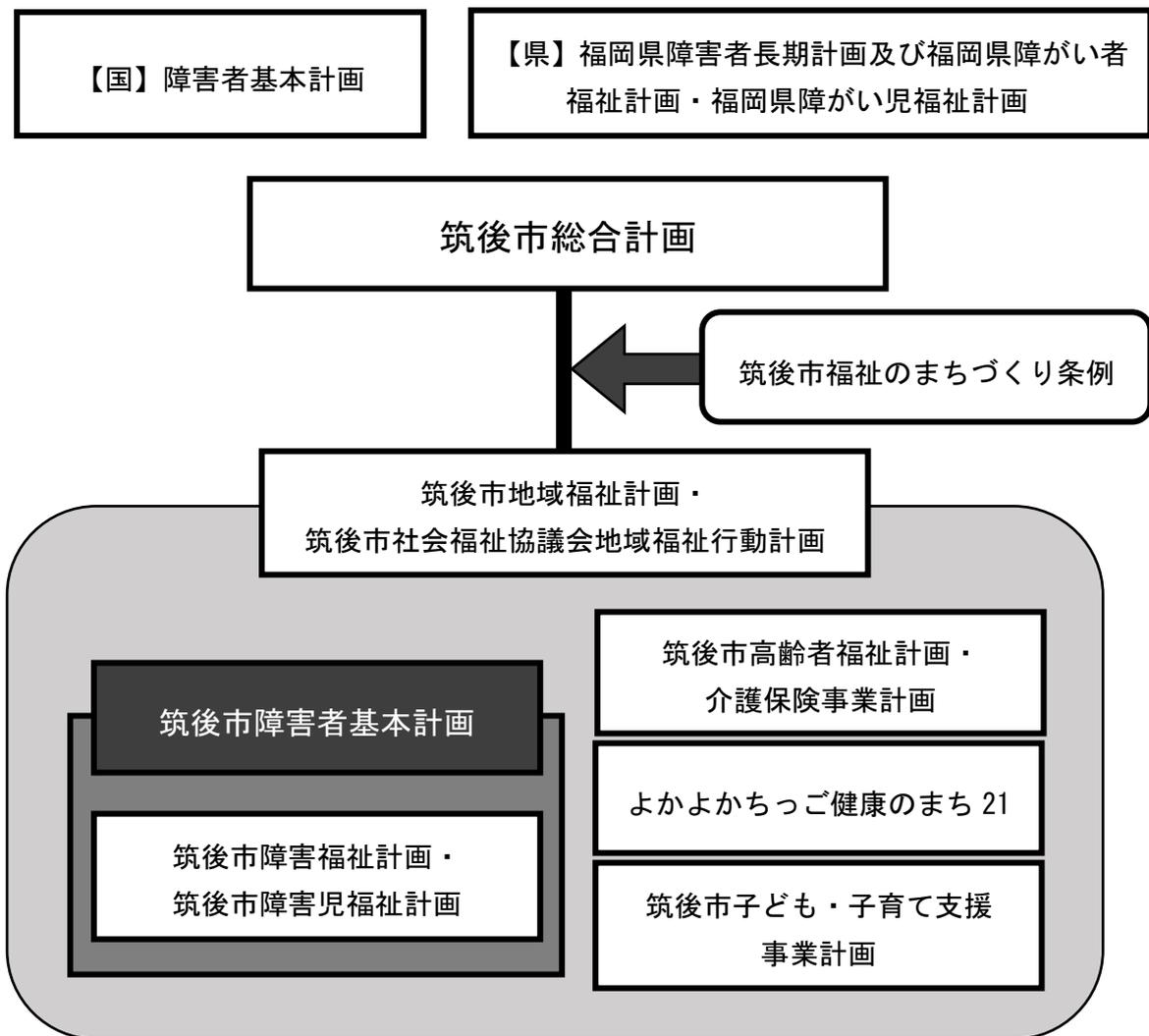
<p>平成 23 年 (2011 年)</p>	<p>◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行 目的規定の見直しとして、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられました。また、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。</p>
	<p>◇障害者自立支援法等の改正法 障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めました。</p>
<p>平成 24 年 (2012 年)</p>	<p>◇障害者虐待防止法の施行 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を目的として定められました。国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害者を雇用する者は、障害者虐待の防止などに努めなければならないことや、虐待を発見した者には通報を義務付けるなどの具体的な対策が示されています。</p>
<p>平成 25 年 (2013 年)</p>	<p>◇障害者総合支援法の施行 “共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去”が明記されました。また、これに先立つ、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（以下、整備法）」により、障害のある子どもへの支援も強化されています。</p> <p>◇障害者優先調達推進法の施行 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが明記されました。</p> <p>◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行 成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的としていることが明記されました。</p> <p>◇障害者雇用促進法の一部改正 雇用の分野における障害のある人に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが定められました。</p> <p>◇障害者差別解消法の成立 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行され、障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く合理的配慮を行うことが義務付けられました。</p> <p>◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の成立 精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」として定められました。</p>

平成 26 年 (2014 年)	◇障害者権利条約の批准 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した障害者に関する初めての国際条約に批准しました。
	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにすることなどが明記されました。
平成 28 年 (2016 年)	◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 障害者に対する差別の禁止、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置（合理的配慮）などが定められました
	◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 高齢化社会を迎え、整備が喫緊の課題とされている成年後見制度について、後見人の養成と権限の拡充を盛り込み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としました。
	◇発達障害者支援法の一部を改正する法律 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置や発達障害者支援センター等による支援に関する配慮等に関して定められました。
平成 30 年 (2018 年)	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 改正内容は、障害児の多様化するニーズへのきめ細やかな対応、障害者の生活と就労に対する支援、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進など、子どもから高齢者まで、全ての世代に関係する内容となっています。また、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため地方公共団体において「障害児福祉計画」を策定することを義務付けています。
	◇障害者による文化芸術の推進に関する法律 文化芸術は障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として定められました。

## 2 計画の法的位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく障害者のための計画であり、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

また、障害者基本計画は、障害者に関するあらゆる分野を網羅した障害者福祉に関する総合的な計画として、国や県の計画をはじめ、「筑後市総合計画」や関連する保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定します。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 8 年間とし、途中、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しや制度変更等に合わせて、計画の見直しを図ることとします。

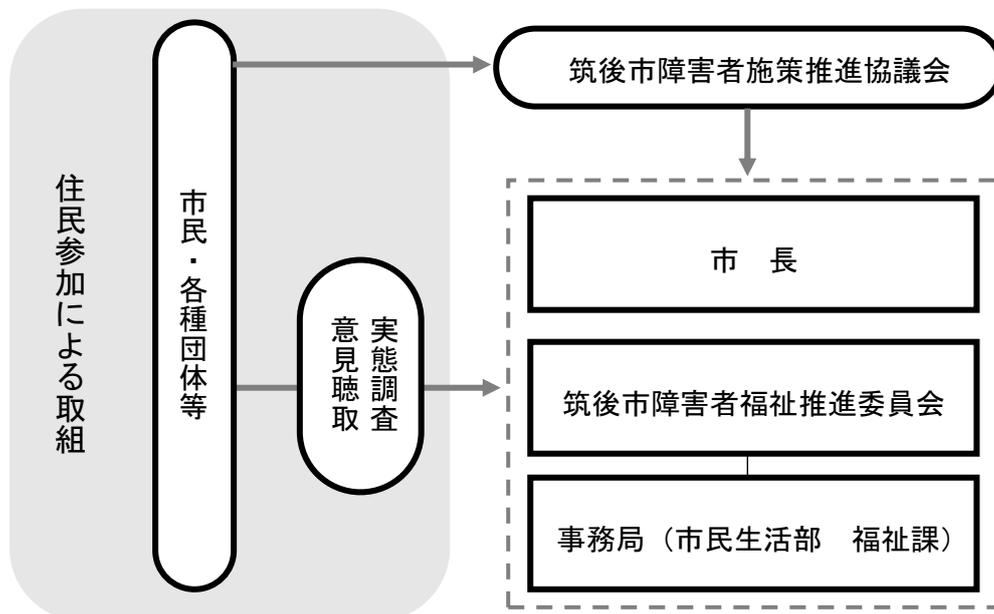
H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第 2 期 筑後市障害者 基本計画		第 3 期 筑後市障害者基本計画						
筑後市障害福祉計画 （第 5 期） 筑後市障害児福祉計画 （第 1 期）			筑後市障害福祉計画 （第 6 期） 筑後市障害児福祉計画 （第 2 期）			筑後市障害福祉計画 （第 7 期） 筑後市障害児福祉計画 （第 3 期）		

### 4 計画の策定体制と過程

#### （1）計画の策定体制

本計画は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長等により構成する「筑後市障害者施策推進協議会」において、計画内容などについての検討を行いました。

また、庁内の検討組織として「筑後市障害者福祉推進委員会」を設置し、協議会における協議内容を踏まえて、関係部局間の調整などを行いました。



## (2) 実態調査

計画策定にあたっては、障害者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に実態調査を実施しました。

実施方法：郵送により配布・回収

実施期間：平成30年（2018年）2月13日（火）～2月23日（金）

対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

調査対象		配布対象
身体障害者手帳所持者	65歳未満	対象者全員
	65歳以上	無作為抽出
療育手帳所持者		対象者全員
精神障害者保健福祉手帳所持者		
障害児		

### 回収結果

配布数	総回収数	総回収率	有効回収数	有効回収率
1500票	764票 (白票0票)	50.9%	764票	50.9%

### (3) 関係団体からの意見聴取

障害者の生活と関連の深い団体、事業所等に、障害者福祉に関するアンケートを実施しました。さらに、詳細な御意見を伺うため、ヒアリングを実施しました。

#### ○障害者関係団体・事業所アンケート

実施方法：メールにて配布・回収

実施期間：平成30年（2018年）4月13日～5月15日

回収結果：39団体に配布、28団体から回答

#### ○障害者関係事業所ヒアリング

実施日時：平成30年（2018年）6月14日、15日

参加団体：15団体

参加いただいた事業所一覧	
障害者就業・生活支援センターデュナミス	筑後市社会福祉協議会
訪問介護ココkara	はねっこ
わかたけ作業所	障害者支援施設浩明寮/仁愛荘
自立生活センターちくご	県南障害者サポートセンター
ちくたくネット	プラム、ちくご
年輪の園	筑後市ホームヘルプサービス
植田病院地域連携室	トワ・エ・モワ
地域活動支援センターⅢ型 JOY 工房オークス	

### (4) パブリックコメント

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成31年（2019年）1月21日（月）～2月7日（木）
計画素案の公開場所	市ホームページ、市本庁舎総合案内窓口、福祉課窓口、市立図書館
寄せられた意見数	9件

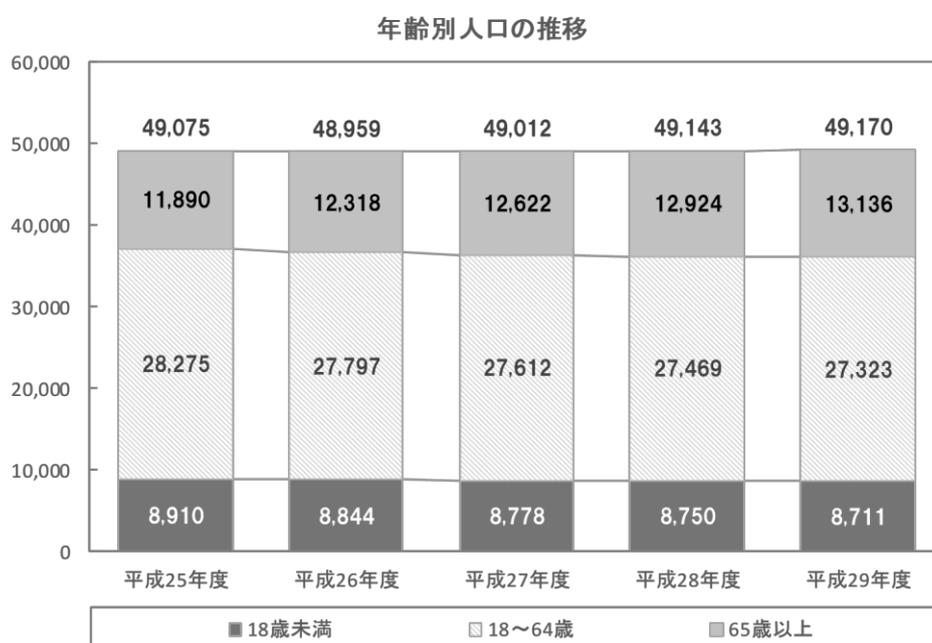
## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1 人口の推移

本市の人口は、平成29年度末（2017年度末）で49,170人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢別にみると65歳以上は増加し、それ以外の年齢層は減少しています。

高齢化率でみると平成25年度末（2013年度末）の24.2%に対し、平成29年度末（2017年度末）では26.7%と2.5ポイント高くなっています。



資料：筑後市（各年度末）

#### 年齢別人口割合の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	18.2%	18.1%	17.9%	17.8%	17.7%
18～64歳	57.6%	56.8%	56.3%	55.9%	55.6%
65歳以上	24.2%	25.2%	25.8%	26.3%	26.7%

資料：筑後市（各年度末）

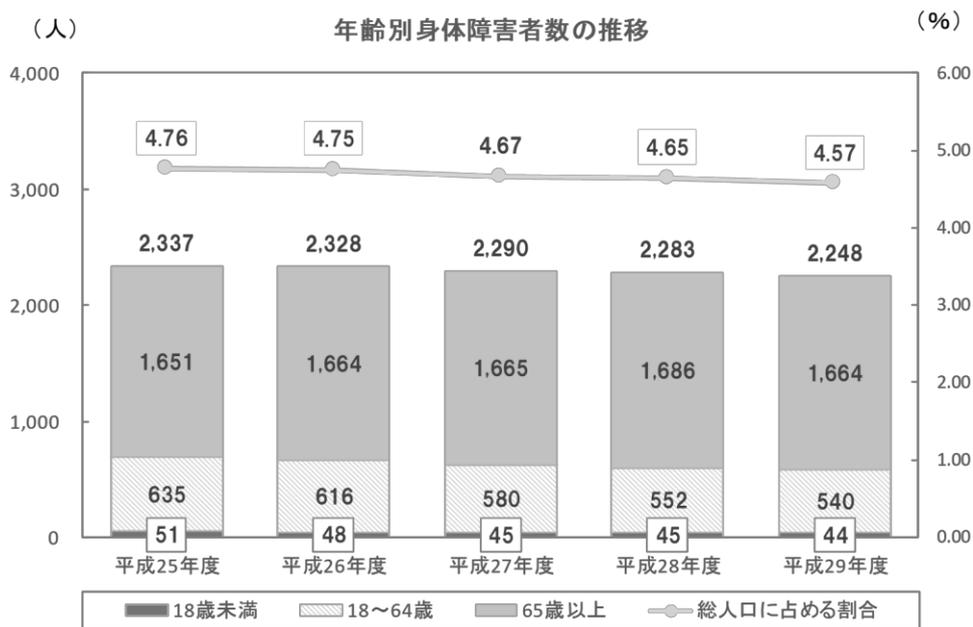
## 2 身体障害者の状況

本市の平成29年度末（2017年度末）の身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）は2,248人となっており、平成29年度（2017年度）の総人口の4.57%にあたります。

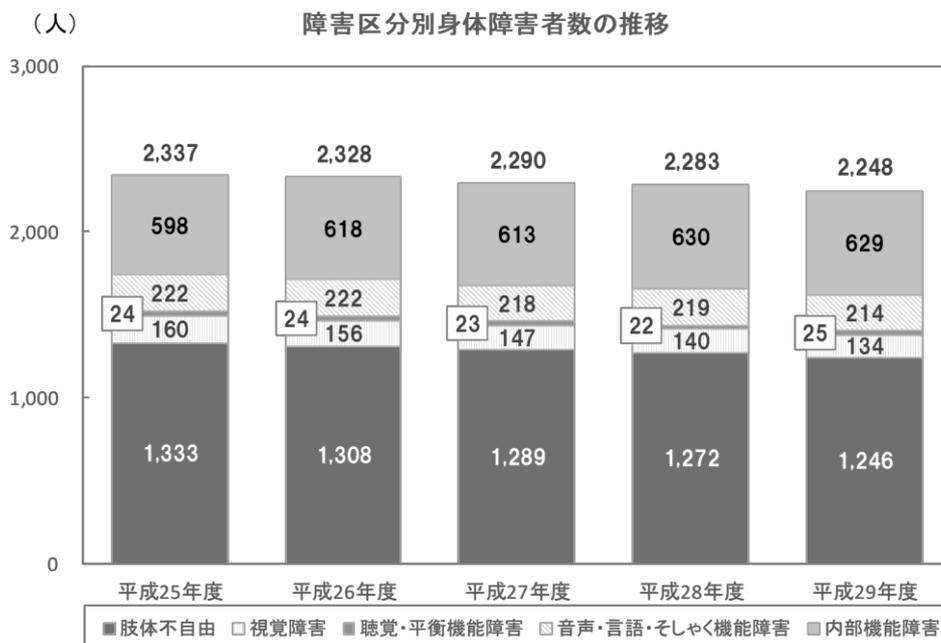
平成29年度末（2017年度末）の身体障害者数を障害の区分別で見ると、「肢体不自由」が1,246人と最も多く、「内部機能障害」が629人で続いて多くなっています。

平成29年度末（2017年度末）の身体障害者数を障害の等級別で見ると、最も重度の「1級」の30.3%が最も多くなっています。

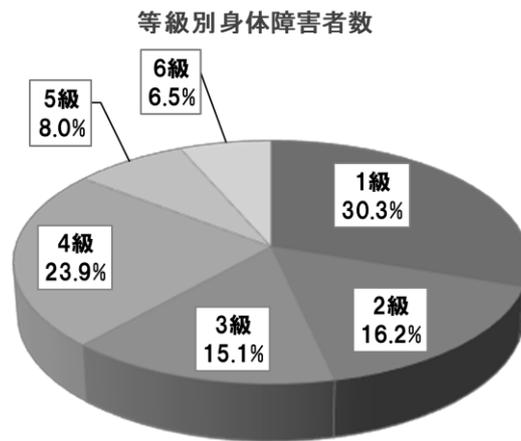
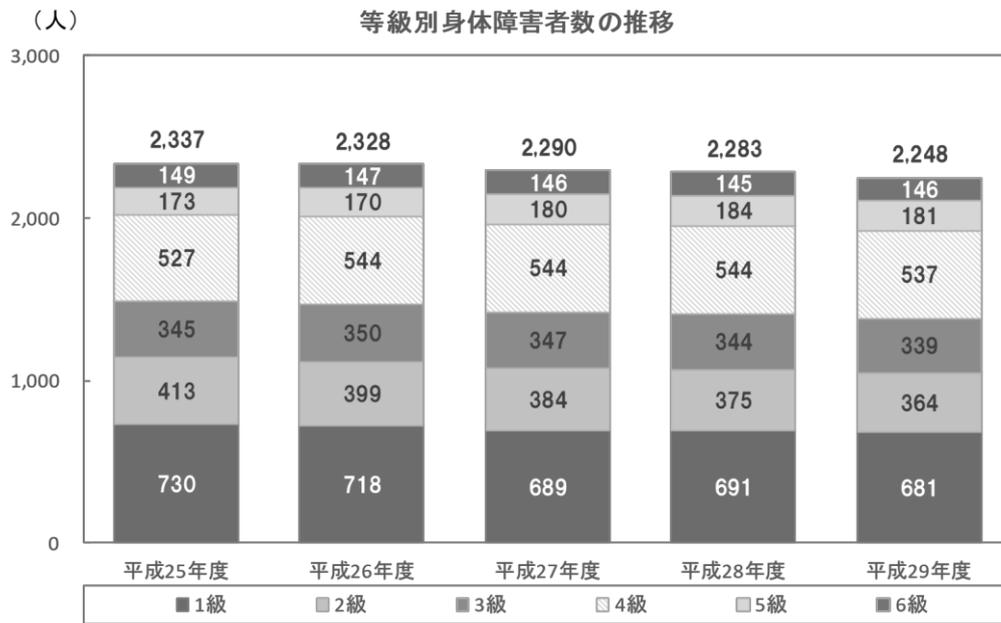
また、身体障害者数の推移をみると障害の区分別分布や等級別分布に大きな変化は見られませんが、総数としてはゆるやかに減少しています。



資料：筑後市（各年度末）



資料：筑後市（各年度末）

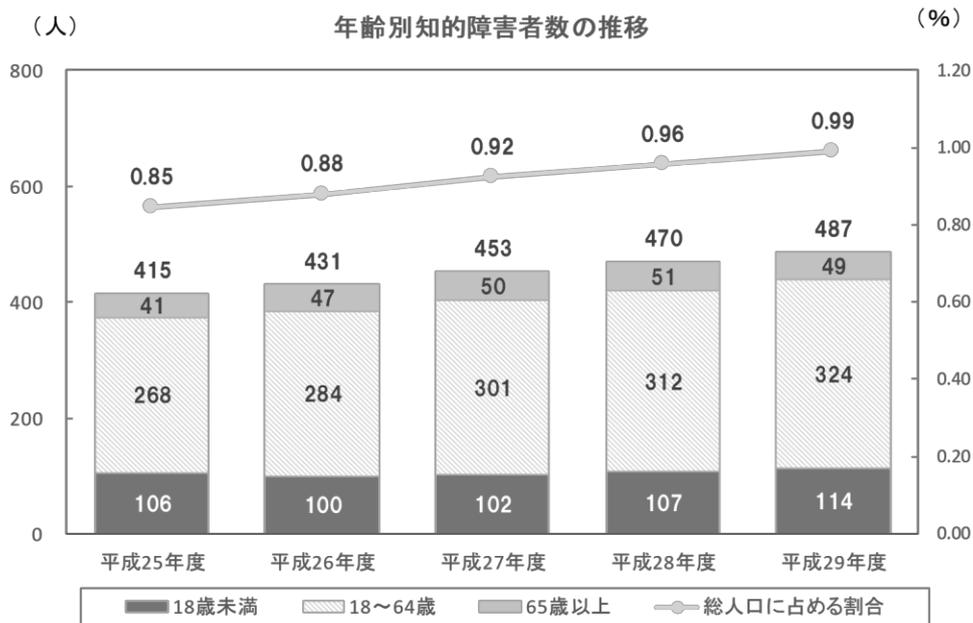


### 3 知的障害者の状況

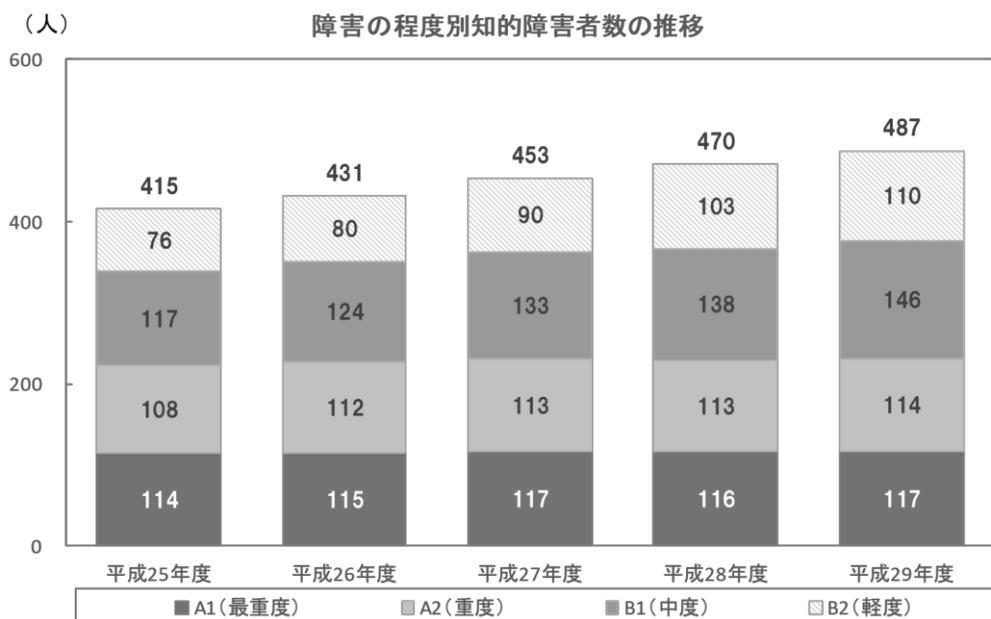
本市の平成29年度末（2017年度末）の知的障害者数（療育手帳所持者数）は487人となり、平成29年度末（2017年度末）の総人口の0.99%にあたります。

平成29年度末（2017年度末）の知的障害者数を障害の等級別で見ると、B1（中度）が146人と多くなっていますが、各等級で同数程度となっています。

また、知的障害者数の推移をみると、一貫して増加しています。

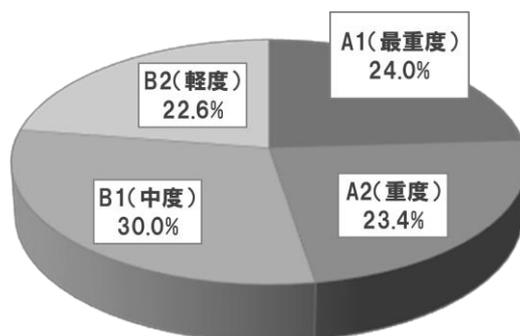


資料：筑後市（各年度末）



資料：筑後市（各年度末）

障害の程度別知的障害者数



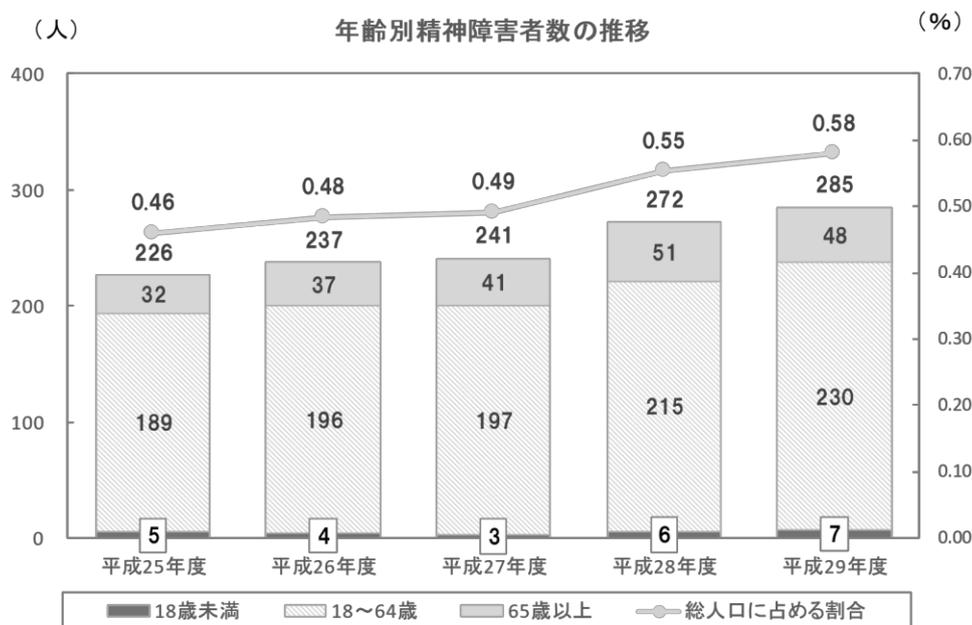
資料: 筑後市(平成29年度末)

## 4 精神障害者の状況

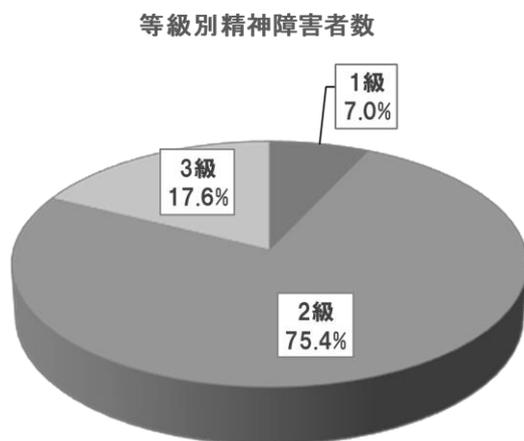
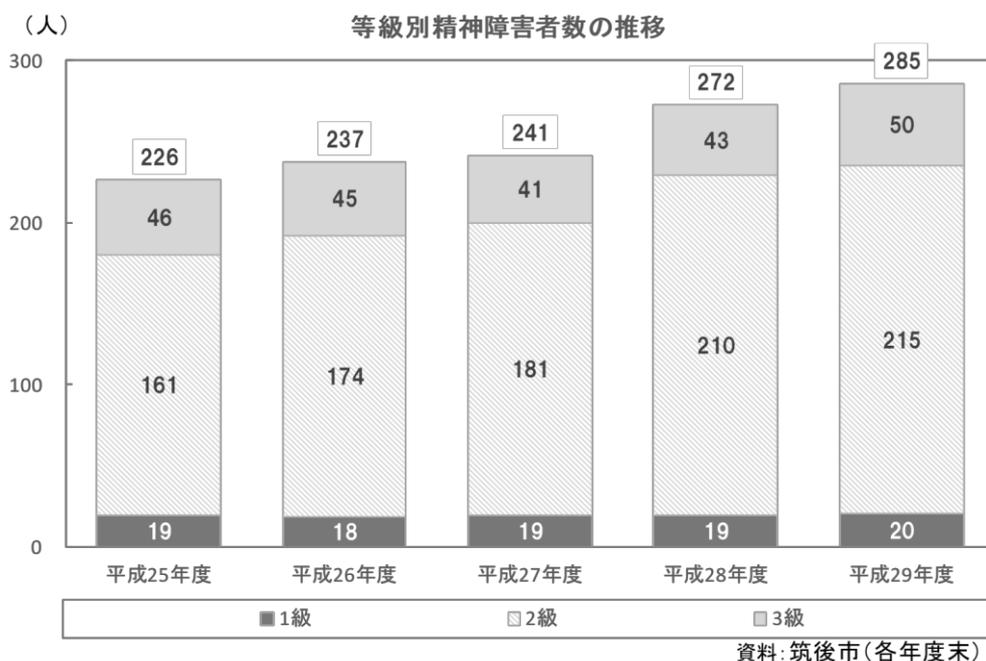
本市の平成29年度末(2017年度末)の精神障害者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は285人となっており、平成29年度(2017年度)の総人口の0.58%にあたります。

平成29年度末(2017年度末)の精神障害者数を障害の等級別でみると、2級が215人と多くなっています。

また、精神障害者数の推移をみると、一貫して増加しており、特に平成27年度末(2015年度末)から平成28年度末(2016年度末)にかけての増加数が大きくなっています。



資料: 筑後市(各年度末)



## 5 障害者雇用率

本市の平成29年度(2017年度)の障害者雇用率は、市役所では法定雇用率を上回っていますが、一般の民間企業や市立病院では、下回っています。

### 障害者雇用率

	法定雇用率	平成29年度 (2017年度)実績
一般の民間企業(福岡労働局管内)	2.0%	1.97%
市役所	2.3%	2.74%
市立病院	2.3%	1.75%

資料: 筑後市(平成29年6月1日現在)

## 6 実態調査からみる課題

市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方を対象に実施した実態調査に関して、主な結果とそこから見出された課題は次のとおりです。

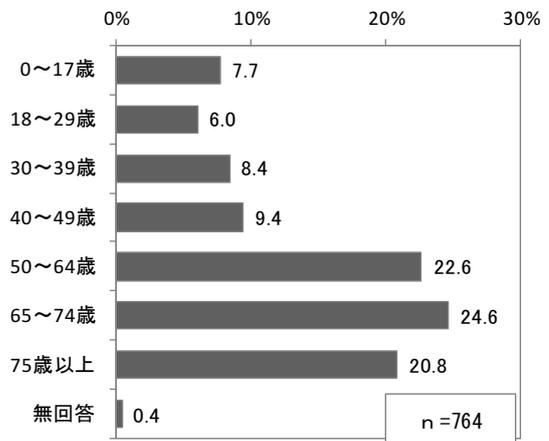
○は主な結果、◎は障害種別にみた主な結果、◆は課題を示しています。

第2期 筑後市障害者基本計画策定時に実施した実態調査（平成20年（2008年）実施）を前回調査と記載しています。

集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### ① 回答者の属性について

○回答者として、65歳以上が占める割合が高くなっており、障害者の高齢化が進んでいます。



○主な介助者として、65歳以上が占める割合が高くなっており、介助者側の高齢化が進んでいます。

◎身体障害者の主な介助者は「65～74歳」が最も多く、介助者の高齢化が進んでいます。

		合計	問7 介助してくれる家族①年齢							無回答
			0～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	
全体		251	0	4	14	42	65	69	48	9
		100.0	0.0	1.6	5.6	16.7	25.9	27.5	19.1	3.6
障害種別	身体障害者	154	0	3	3	17	40	55	32	4
		100.0	0.0	1.9	1.9	11.0	26.0	35.7	20.8	2.6
	知的障害者	76	0	1	8	26	19	12	7	3
	100.0	0.0	1.3	10.5	34.2	25.0	15.8	9.2	3.9	
	精神障害者	33	0	1	3	4	9	8	6	2
	100.0	0.0	3.0	9.1	12.1	27.3	24.2	18.2	6.1	

は、障害種別、年齢別項目内で最も数値が大きいセルを示す。（以下も同様）

◆障害者のうち高齢者が占める割合が高いため、介護施策との連携も必要であると考えられます。

◆介助する側に関しても高齢化が進んでいるため、介助する側への支援も充実させていくことが求められています。

## ② 住まいや暮らしについて

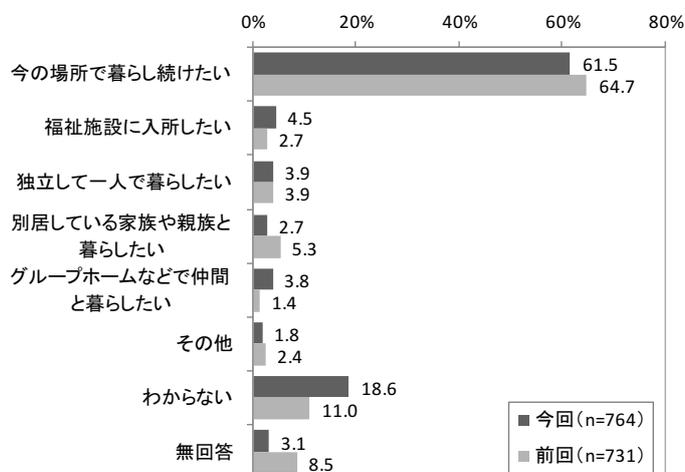
○年齢別に「一人で暮らしている」と回答する割合をみると、65歳以上の14.7%が最も多くなっています。

◎障害種別で「一人で暮らしている」と回答する割合をみると、精神障害者が14.0%と最も多くなっています。

	合計	問12 現在どのように暮らしていますか							無回答
		一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他		
全体	764 100.0	77 10.1	595 77.9	12 1.6	39 5.1	18 2.4	10 1.3	13 1.7	
年齢	0～17歳	59 100.0	0 0.0	55 93.2	0 0.0	4 6.8	0 0.0	0 0.0	
	18～64歳	355 100.0	26 7.3	280 78.9	7 2.0	23 6.5	10 2.8	6 1.7	
	65歳以上	347 100.0	51 14.7	258 74.4	5 1.4	12 3.5	8 2.3	4 1.2	
障害種別	身体障害者	517 100.0	58 11.2	408 78.9	5 1.0	15 2.9	13 2.5	8 1.5	
	知的障害者	154 100.0	3 1.9	110 71.4	7 4.5	27 17.5	5 3.2	1 0.6	
	精神障害者	100 100.0	14 14.0	82 82.0	0 0.0	2 2.0	2 2.0	0 0.0	

○将来も、「今の場所で暮らし続けたい」

と回答する割合が半数以上となっています。



◎知的障害者は、「お金の管理」に手助けが必要と回答する方が多くなっています。

	合計	問5 どのようなときに手助けが必要ですか												
		食事	トイレ	入浴	衣服の着脱	身だしなみ	家の中の移動	外出	家族以外の人との意思疎通	お金の管理	薬の管理	特になし	無回答	
全体	764 100.0	146 19.1	88 11.5	155 20.3	122 16.0	153 20.0	62 8.1	261 34.2	126 16.5	221 28.9	180 23.6	331 43.3	55 7.2	
障害種別	身体障害者	517 100.0	84 16.2	63 12.2	100 19.3	93 18.0	77 14.9	54 10.4	159 30.8	54 10.4	97 18.8	88 17.0	264 51.1	39 7.5
	知的障害者	154 100.0	60 39.0	41 26.6	62 40.3	44 28.6	81 52.6	20 13.0	93 60.4	63 40.9	112 72.7	90 58.4	22 14.3	8 5.2
	精神障害者	100 100.0	20 20.0	5 5.0	12 12.0	6 6.0	15 15.0	1 1.0	28 28.0	24 24.0	33 33.0	22 22.0	38 38.0	3 3.0

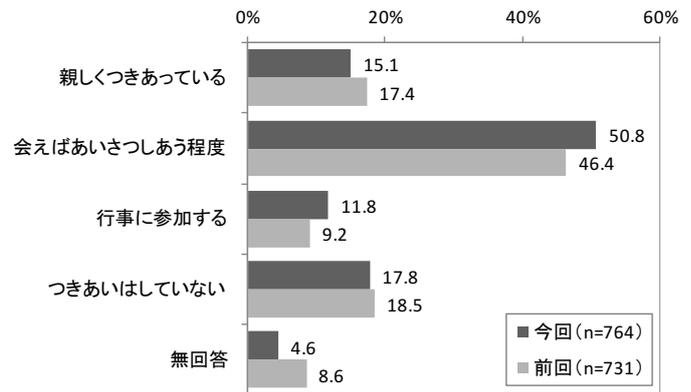
- ◆一人で暮らしている障害者に対する見守り活動等の支援を引き続き行っていく必要があると考えられます。
- ◆今の場所で暮らし続けるための、地域での暮らしを支援する方策が必要とされています。
- ◆知的障害者が必要としている、お金の管理に関する支援が求められています。

### ③ 地域とのかかわりについて

○地域の方とのつきあい方として、「会えばあいさつしあう程度」が、約半数を占めています。

◎地域の方と「つきあいはしていない」と回答する割合は、知的障害者が最も多くなっています。

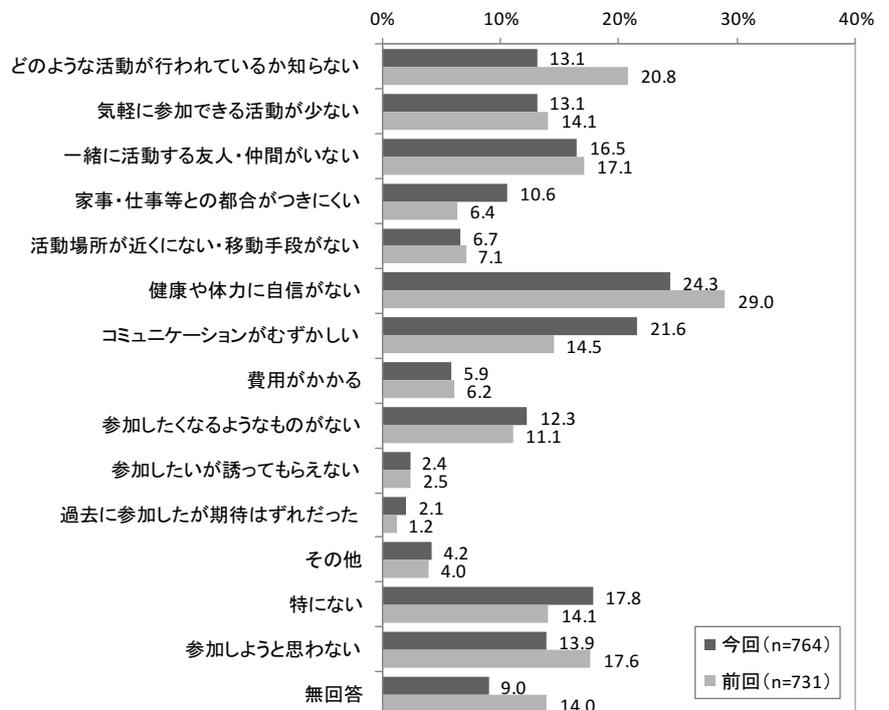
○地域の「行事に参加する」と回答する割合は少ないが、前回調査と比較すると増加傾向となっています。



	合計	問15 地域の方とどのようなつきあいをしていますか					
		親しくつきあっている	会えばあいさつしあう程度	行事に参加する	つきあいはしていない	無回答	
全体	764 100.0	115 15.1	388 50.8	90 11.8	136 17.8	35 4.6	
障害種別	身体障害者	517 100.0	102 19.7	270 52.2	65 12.6	59 11.4	21 4.1
	知的障害者	154 100.0	8 5.2	66 42.9	14 9.1	56 36.4	10 6.5
	精神障害者	100 100.0	3 3.0	63 63.0	8 8.0	22 22.0	4 4.0

○地域活動参加へのさまたげとして「健康や体力に自信がない」と回答する割合が最も高くなっています。

○前回調査と比較して「どのような活動が行われているか知らない」は、減少傾向、「家事・仕事等との都合がつきにくい」や「コミュニケーションがむずかしい」は、増加傾向となっています。

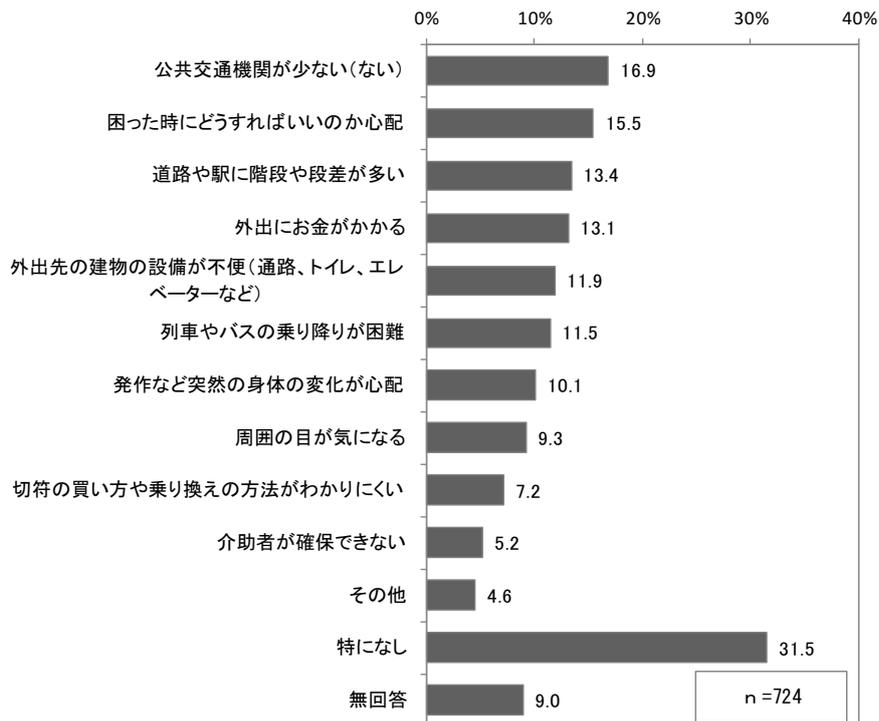


※ 複数回答可

◆地域とのつきあいをしていない割合を減少させるため、地域活動へ参加するための支援が必要であると考えられます。

#### ④ 日中活動について

○外出する時に困ることとして「公共交通機関が少ない(ない)」「道路や駅に階段や段差が多い」と回答する割合が高くなっています。また、「困った時にどうすればいいの心配」も多くなっています。



※ 複数回答可  
※外出する方限定回答

◎身体障害者は「一週間に数回外出する」が最も多く、他の障害種別と比べ、外出頻度が低い。

	合計	問17 1週間の外出頻度				無回答	
		毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない		
全体	764	311	315	98	23	17	
	100.0	40.7	41.2	12.8	3.0	2.2	
障害種別	身体障害者	517	187	230	70	17	13
		100.0	36.2	44.5	13.5	3.3	2.5
	知的障害者	154	83	43	18	4	6
	100.0	53.9	27.9	11.7	2.6	3.9	
精神障害者	100	47	40	12	1	0	
	100.0	47.0	40.0	12.0	1.0	0.0	

◆公共交通機関の充実が求められており、外出しやすい対策を行うことが求められています。また、身体障害者が外出しやすいよう、歩道や建物のバリアフリー化を進めるなどの対策が必要と考えられます。

◆障害者が外出時に困っていたら手助け等できるよう呼びかける福祉教育が必要です。

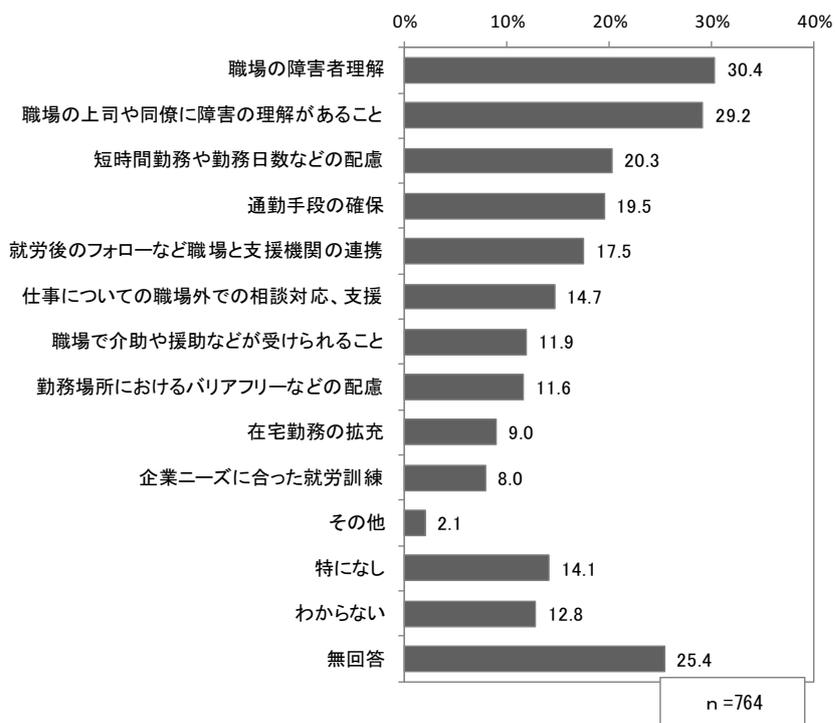
## ⑤ 就労について

○仕事上での不満や困りごととして「仕事が体力的にきつい」や「体調を崩した時に休みが取りにくい」と回答する割合が高くなっています。

◎精神障害者では、特に「体調を崩した時に休みが取りにくい」が多くなっています。

	合計	問24 仕事上で不満や困っていること												
		仕事が体力的にきつい	体調を崩した時に休みが取りにくい	通院の時間が取りにくい	職場の人間関係がうまくいかない	賃金や昇進の面で不利な扱いを受けている	会社の行事や同僚との付き合いに参加しにくい	仕事に自分に向いていない	仕事がおもしろくない	職場の期待を负担に感じている	特に困っていることはない	その他	無回答	
全体	158 100.0	36 22.8	24 15.2	8 5.1	21 13.3	10 6.3	10 6.3	4 2.5	2 1.3	17 10.8	68 43.0	7 4.4	6 3.8	
障害種別	身体障害者	116 100.0	33 28.4	18 15.5	8 6.9	9 7.8	3 2.6	5 4.3	4 3.4	1 0.9	10 8.6	53 45.7	6 5.2	3 2.6
	知的障害者	23 100.0	1 4.3	2 8.7	0 0.0	7 30.4	3 13.0	1 4.3	0 0.0	0 0.0	2 8.7	9 39.1	1 4.3	2 8.7
	精神障害者	15 100.0	3 20.0	6 40.0	0 0.0	5 33.3	3 20.0	4 26.7	0 0.0	1 6.7	3 20.0	4 26.7	0 0.0	0 0.0

○障害者の就労支援として、  
 必要だと思うこととして、  
 「職場の障害者理解」や「職  
 場の上司や同僚に障害の理  
 解があること」が多くなっ  
 ています。

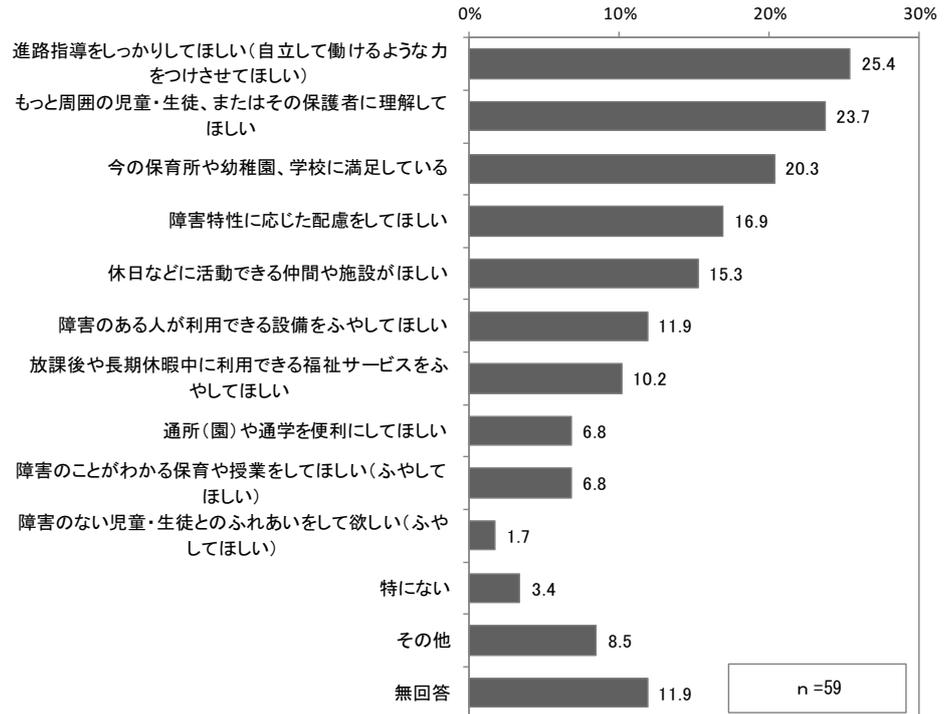


※ 複数回答可

- ◆障害者が障害福祉サービス等を利用しながら就労し、安心して就労継続できるような支援が必要と考えられます。
- ◆職場での障害に対する理解を深めることが求められています。

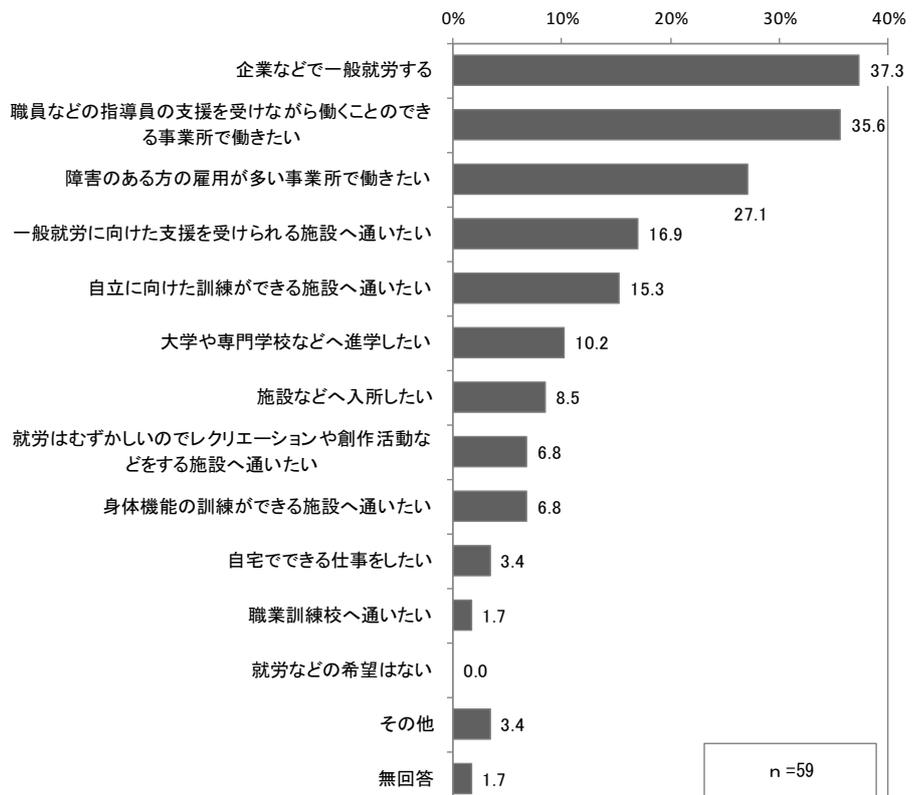
## ⑥療育・保育・教育について（※18歳未満の方限定）

○保育や教育について  
今後、必要だと思うこととして「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」や「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が多くなっています。



※ 複数回答可

○将来、希望する進路としては、「企業などで一般就労する」や「職員などの指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働きたい」が多くなっています。



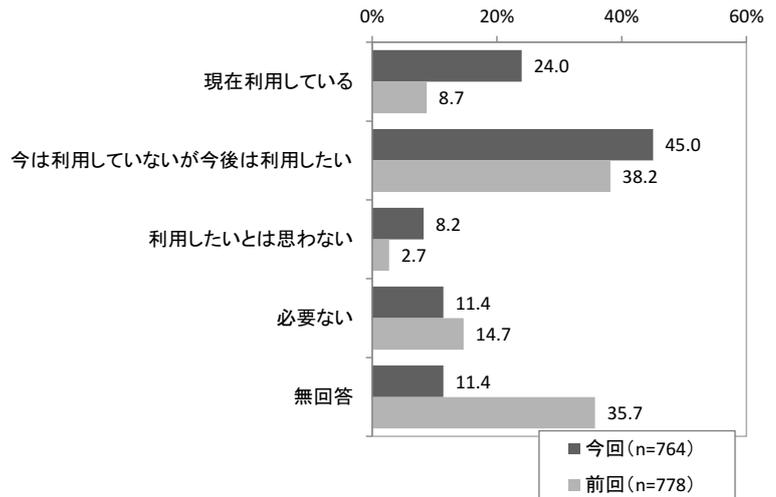
※ 複数回答可

◆進路指導の充実が求められており、一般就労や作業所等で働くための支援体制が求められています。

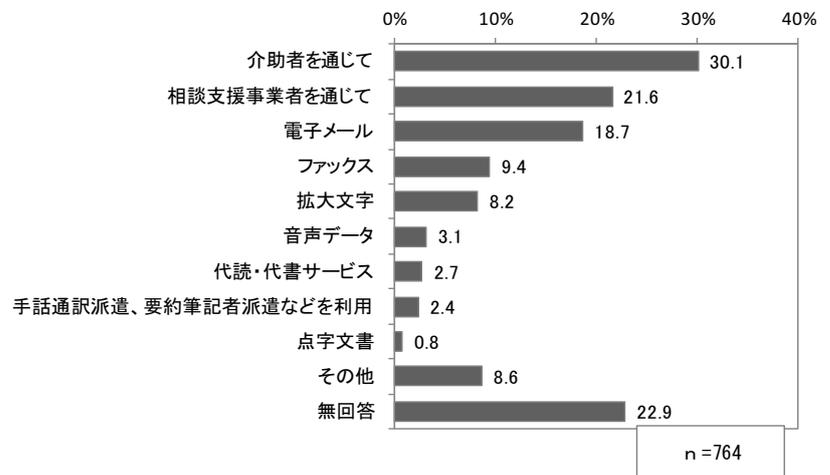
◆障害に対する理解の促進が求められています。

## ⑦ 相談・情報について

○市役所や相談支援事業所などの相談窓口の利用状況としては、「今は利用していないが今後は利用したい」が最も多くなっています。



○情報を受け取るときに、希望する方法としては、「介助者を通じて」や「相談支援事業者を通じて」が多くなっています。



※ 複数回答可

- ◆相談窓口の周知等を行い、相談支援事業所の利用を促進することが必要と考えられます。
- ◆既存の相談体制の充実とあわせて、障害者のみならず家族等周りの方への相談体制の充実が求められています。
- ◆情報提供の充実を進めるとともに、全ての方にわかりやすい情報提供方法の確立が求められています。

## ⑧ 権利擁護について

◎知的障害者と精神障害者で、差別や偏見を「ときどき感じる」と回答する割合が高くなっています。

		合計	問35 障害のことで差別や偏見、疎外感を感じるがありますか				
			よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
全体		764 100.0	57 7.5	250 32.7	284 37.2	125 16.4	48 6.3
障害種別	身体障害者	517 100.0	33 6.4	141 27.3	213 41.2	97 18.8	33 6.4
	知的障害者	154 100.0	16 10.4	71 46.1	42 27.3	14 9.1	11 7.1
	精神障害者	100 100.0	13 13.0	46 46.0	24 24.0	12 12.0	5 5.0

◎知的障害者で「成年後見制度の認知度」が低くなっています。

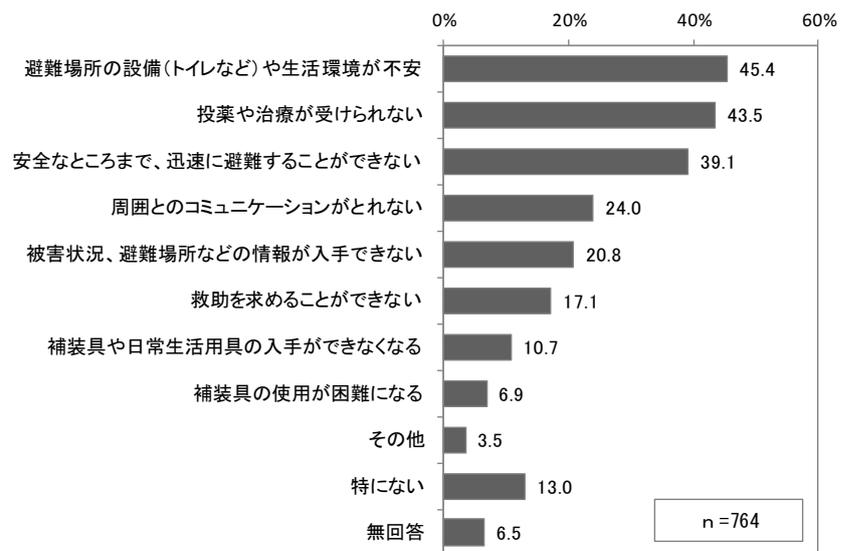
		合計	問37 成年後見制度についてご存じですか			
			名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
全体		764 100.0	168 22.0	249 32.6	257 33.6	90 11.8
障害種別	身体障害者	517 100.0	118 22.8	171 33.1	161 31.1	67 13.0
	知的障害者	154 100.0	39 25.3	36 23.4	62 40.3	17 11.0
	精神障害者	100 100.0	18 18.0	40 40.0	36 36.0	6 6.0

◆住民の障害への理解を深めるため、啓発活動をさらに推進していくこと、また、権利擁護に関する制度の周知も行う必要があると考えられます。

◆「知的障害者」や「精神障害者」に関してもさらに障害に関する理解を深め、権利擁護を推進することが求められています。

## ⑨ 災害時の避難・対策について

○火事や地震等の災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」が多くなっており、「安全なところまで、迅速に避難することができない」も多くなっていきます。



◎知的障害者は、災害時に

一人で避難「できない」と回答する割合が高くなっています。

	合計	問38 火事や地震などの災害時に一人で避難できますか				
		できる	できない	わからない	無回答	
全体	764 100.0	308 40.3	243 31.8	191 25.0	22 2.9	
障害種別	身体障害者	517 100.0	215 41.6	164 31.7	120 23.2	18 3.5
	知的障害者	154 100.0	33 21.4	77 50.0	42 27.3	2 1.3
	精神障害者	100 100.0	52 52.0	21 21.0	26 26.0	1 1.0

◆災害時の不安が軽減するよう、避難の支援や避難所の環境整備、避難所で医療サービスが受けられるような体制の整備が求められています。

◆災害時に迅速に避難するための方策を検討することが求められています。また、日頃からの地域でのつきあいを推進し、いざという時に助け合える関係を築くことが必要と考えられます。

## ⑩ 自由意見について

自由意見として「バリアフリー化の推進」や「外出支援の充実」に関する意見や「情報収集、情報提供の充実」についての意見が多く寄せられました。

「バリアフリー化の推進」や「外出支援の充実」については、「バスの本数を減らされて困っている。」や「移動手段がタクシーしかなく気軽に利用できない。金銭的な事を心配することなく外出したい。」といった意見があり、「情報収集、情報提供の充実」については、「どのようなサービスや支援、制度を利用できるのかわからない。」や「市役所などに行かないとわからない、広報で発信してもらいたい。」という内容の意見がありました。

## 7 事業所アンケート・ヒアリングからみる課題

障害者の生活と関連の深い団体、事業所等に対して実施したヒアリングに関して、出された主な意見とそこから見出された課題は次のとおりです。

### 事業を行う上での課題や問題点・利用者の抱える課題について

<b>■人材不足、資金不足</b>
○人材不足が深刻化・逼迫化している。
○人材不足のうえ、さらにヘルパーが高齢化している。
○引きこもり等、これまでにない部分への支援の増加に伴う人手不足がある。
○求人を出しても人が来ない。相談支援員と介護職員の間で人を取り合っているような状態。
○移動支援に関わる人材不足。人材を募集したとしても人が来ず、研修も必要となる。
○人材的な課題は常にある。金銭的な部分と働き方によって、人材定着化をすることが重要。
○仕事内容は通常の家事とは違うのにもかかわらず、報酬が低いままで、収益が上がらない。
○Ⅲ型の事業所の場合、市の委託金のみが運営費なので厳しい運営状況。
<b>■障害の重度化・多様化によって対応が難しくなっている</b>
○受け入れる障害者の重度化・広範囲化が進んでいる。
○知的障害と精神障害を併発している方が増えている。
○難病の方や精神障害者が求める支援への対応が難しい。
○強度行動障害によるスタッフへの暴行等も起こっており、早急に対応が必要。
○障害種別に合った対応が難しい。支援学校に行っても合わない場合もあり、普通学校で支援者を付ける方がいい場合もある。
○B型の事業所として作業を進めるにあたり、精神障害者は、当日欠勤などが多く困ることがある。
○サービス提供に行っても急に断られることもあり、キャンセルが増えれば経営がさらに厳しくなる。
○精神や知的の方は時間的拘束を嫌うため、在宅福祉を使うことを嫌がる方も多い。
○障害があることを、本人から言い出さない方や、自身の障害を認めない方もいる。
○障害者には高齢者のような地域のリストがないので、民生委員が介入することが難しい。
○今、支援を受けられていない、制度の狭間の部分への支援も課題。

<b>■研修制度が十分でなく、スキルアップや情報収集が困難</b>	
○	筑後市での研修等が行われていない。スキルアップのための市から国からの支援が必要。
○	発達障害や強度行動障害に関するスキルが伴ってきていない。
<b>■家族や周りの方への支援が必要となっている</b>	
○	障害者だけでなく、家族への支援も必要。
○	入院することとなった場合、医療費の減免制度は可能だが、高額医療の場合等本人が支払えず、家族や身内に請求となる場合もある。
<b>■金銭管理ができない方への支援方法が難しい</b>	
○	お金を計画的に使うことができず、生活基盤が立てられない人が増えている。高齢者だけの話ではなく、障害者にも増加している。
○	金銭面での支援も行っているが、自制が利かない等の困難ケースもある。
○	金銭的に切迫している方が多い。成年後見制度につないだほうが良いようなケースもあるが、金銭的・回数的な問題やタイミング等もありなかなか結びつかないこともある。
<b>■就労に移行するための支援が整っていない</b>	
○	企業からの雇い入れの相談等もあり、合理的配慮の浸透は進んでいるが、就労する人材が育っておらず、就労移行支援事業所も少ない。
<b>■親亡き後の問題</b>	
○	介護者である親の高齢化が進んでいる。親亡き後であっても、本人への十分なサポートが継続できるのかは非常に大きな課題。
<b>■サービスの柔軟性を求める声が増えている</b>	
○	夜間、土日の利用も増えてきている。
○	放課後デイサービスは送迎が当たり前になっており、スタッフが送迎できないときの対応が難しい。
○	不登校の場合、放課後等デイサービスは使えず、日中サービスの利用となる。学校に行けない人も放課後等デイサービスを使えるといい。
○	受給者証がないとサービスを受けられない。医者の診断が必要であったり、手続き等に時間がかかる。
<b>■居場所がない方も多く、居場所づくりが課題</b>	
○	一人暮らしができず、入院から抜け出せないという方もいる。
○	機能訓練の期間が決められた入所の場合、期間の終了後の行き先に困ることがある。
○	身内との交流が全くない人がほとんど。
<b>■障害への理解を進めることが必要</b>	
○	精神障害の病状とは違う部分の生活障害(やる気がでない等)の部分への理解が乏しい。
○	障害児の場合、子どもなので本人よりも親の意向で左右されることが多い。

## 課題のまとめ

- 障害者に関わる事業所が抱える課題として最も多く挙げられたのは、人材不足と運営資金不足でした。人材不足と合わせて、ヘルパーの高齢化についても問題として挙がっています。
- 近年、障害の多様化（発達障害や強度行動障害等）や、障害の併発などによる重度化が進んでおり、対応が難しくなっています。さらに、それに伴ったスキルアップや新しい情報の入手を行うための研修制度が筑後市では十分ではないという意見もありました。
- 障害者本人だけでなく、家族や身内等の周りの方への支援を強化してほしいという意見もありました。障害者を取り巻く方への支援ができてくると障害者を引き取ることができる方も増える可能性もあり、十分な支援を行うことが求められています。
- 筑後市において、障害者の就労は増加傾向であり、雇用を希望する企業も増えていますが、就労する人材が育っていない現状があり、就労の準備や就労移行への支援が不十分であるという課題があります。
- 障害福祉サービスを受けるにあたって、自身の障害に応じたサービスを求める声が多くなっています。多様化している障害を理解し、柔軟にサービス提供ができるよう支援を行うことが重要です。
- 金銭管理ができない方に対する対応は困難であるのに加え、後見人制度等の対応も難しい場合もあります。近年問題視されている、親亡き後の課題としても大きな部分を占めています。

## 8 第2期 筑後市障害者基本計画の進捗評価

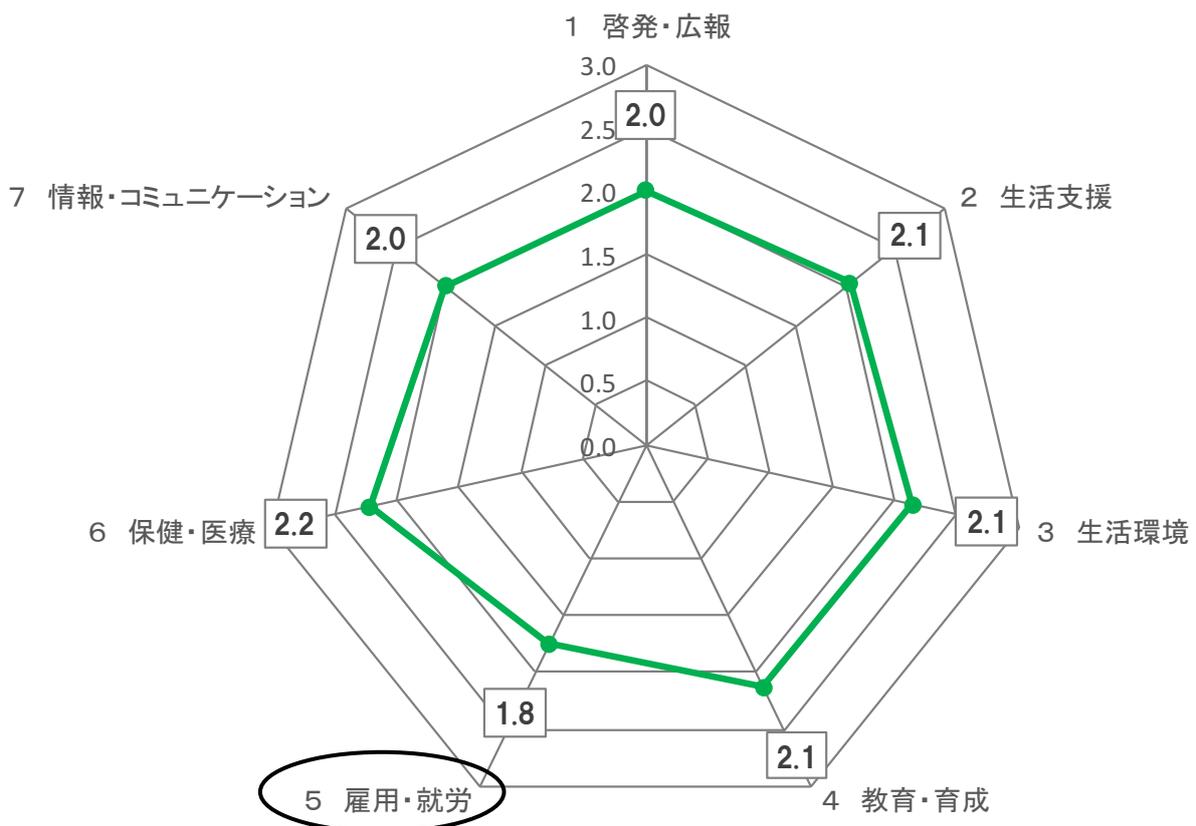
「第2期 筑後市障害者基本計画」の現在進められている各施策について、進捗状況評価を担当している各課に対して行いました。

各施策の実施状況について、「十分に実施している」「実施している」「不十分である」の3段階で評価し、「十分に実施している」を3点、「実施している」を2点、「不十分である」を1点として点数化し、評価しました。

なお、各施策において、複数課で担うものに関しては、各課における評価点を平均してあります。

### (1) 各担当課による施策の進捗評価

「第2期 筑後市障害者基本計画」における施策の実施状況を、7つの柱ごとに評価したところ、6 保健・医療が2.2点で最も高く、5 雇用・就労が1.8点で最も低くなっています。



## 1 啓発・広報

① 差別の防止と理解の促進		
<b>2.0 点</b>	1-1 障害者に対する理解の促進	2.0 点
	1-2 団体等が実施する活動に対する支援	2.0 点
	1-3 障害者週間のPR啓発事業	2.0 点
	1-4 障害者の権利を守る仕組み作り	2.0 点
② 福祉教育の充実		
<b>2.0 点</b>	1-5 交流機会の拡大	2.0 点
	1-6 カリキュラムづくりへの積極的な支援	2.0 点
	1-7 人権教育による啓発	2.0 点
	1-8 障害者に関する市職員研修の充実	2.0 点

## 2 生活支援

③ 相談支援体制の整備		
<b>2.1 点</b>	2-1 障害者相談支援体制の整備	2.0 点
	2-2 障害者相談支援事業の充実	2.0 点
	2-3 関係機関との連携	2.3 点
④ 生活安定施策の周知		
<b>2.2 点</b>	2-4 年金・手当制度の周知	2.0 点
	2-5 成年後見制度等の周知	2.0 点
	2-6 各種割引制度の周知	2.5 点
⑤ 居住支援の充実		
<b>2.0 点</b>	2-7 不動産業者への理解促進	2.0 点
	2-8 住宅改修の促進	2.0 点
	2-9 居住系サービスの整備促進	2.0 点
	2-10 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施	2.0 点
⑥ 在宅福祉サービスの充実		
<b>2.0 点</b>	2-11 訪問系・日中活動系等サービスの充実	2.0 点
	2-12 地域生活支援事業の充実	2.0 点
⑦ 外出支援の充実		
<b>1.8 点</b>	2-13 移動支援事業の充実	2.0 点
	2-14 自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	2.0 点
	2-15 公共交通機関との連携	1.0 点
	2-16 関係機関との連携	2.0 点

### 3 生活環境

⑧バリアフリー化の推進		
<b>2.3 点</b>	3-1 公共施設や道路等のバリアフリー化推進	2.2 点
	3-2 道路整備の推進	3.0 点
	3-3 市営住宅のバリアフリー化	2.0 点
	3-4 民間施設のバリアフリー化促進	2.0 点
⑨防犯・防災対策の推進		
<b>2.1 点</b>	3-5 自主防犯組織の育成	2.0 点
	3-6 関係団体との連携による防犯対策の推進	2.0 点
	3-7 消費生活相談の充実	2.0 点
	3-8 防災マップ、防災マニュアルの作成	1.8 点
	3-9 災害時の情報提供の充実	2.0 点
	3-10 防災知識の普及	2.3 点
	3-11 災害時における要援護者の避難支援意識の啓発	2.3 点

### 4 教育・育成

⑩療育の充実		
<b>2.3 点</b>	4-1 早期療育の充実	2.5 点
	4-2 療育、教育相談、就学指導に関する広報の充実	2.3 点
	4-3 障害児保育等の充実	2.0 点
⑪学校教育の充実		
<b>2.1 点</b>	4-4 教育相談、就学指導体制の充実	2.3 点
	4-5 学校施設のバリアフリー化	2.0 点
	4-6 特別支援教育の充実	2.0 点
⑫社会教育の充実		
<b>2.0 点</b>	4-7 学習活動の支援	2.0 点
	4-8 市主催事業での手話通訳者等の実施	2.0 点
	4-9 点字図書・大活字本等の整備充実	2.0 点

## 5 雇用・就労

⑬ 一般就労の促進		
<b>1.7 点</b>	5-1 就労移行支援事業の利用促進	2.0 点
	5-2 企業等に対する理解促進	2.0 点
	5-3 法定雇用率達成の促進	1.0 点
	5-4 各種制度の利用促進	1.0 点
	5-5 市職員への障害者雇用条件整備の検討	2.0 点
	5-6 就労支援ネットワークの充実	2.0 点
⑭ 福祉的就労の充実		
<b>2.0 点</b>	5-7 就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	2.0 点
	5-8 授産製品の販売支援	2.0 点

## 6 保健・医療

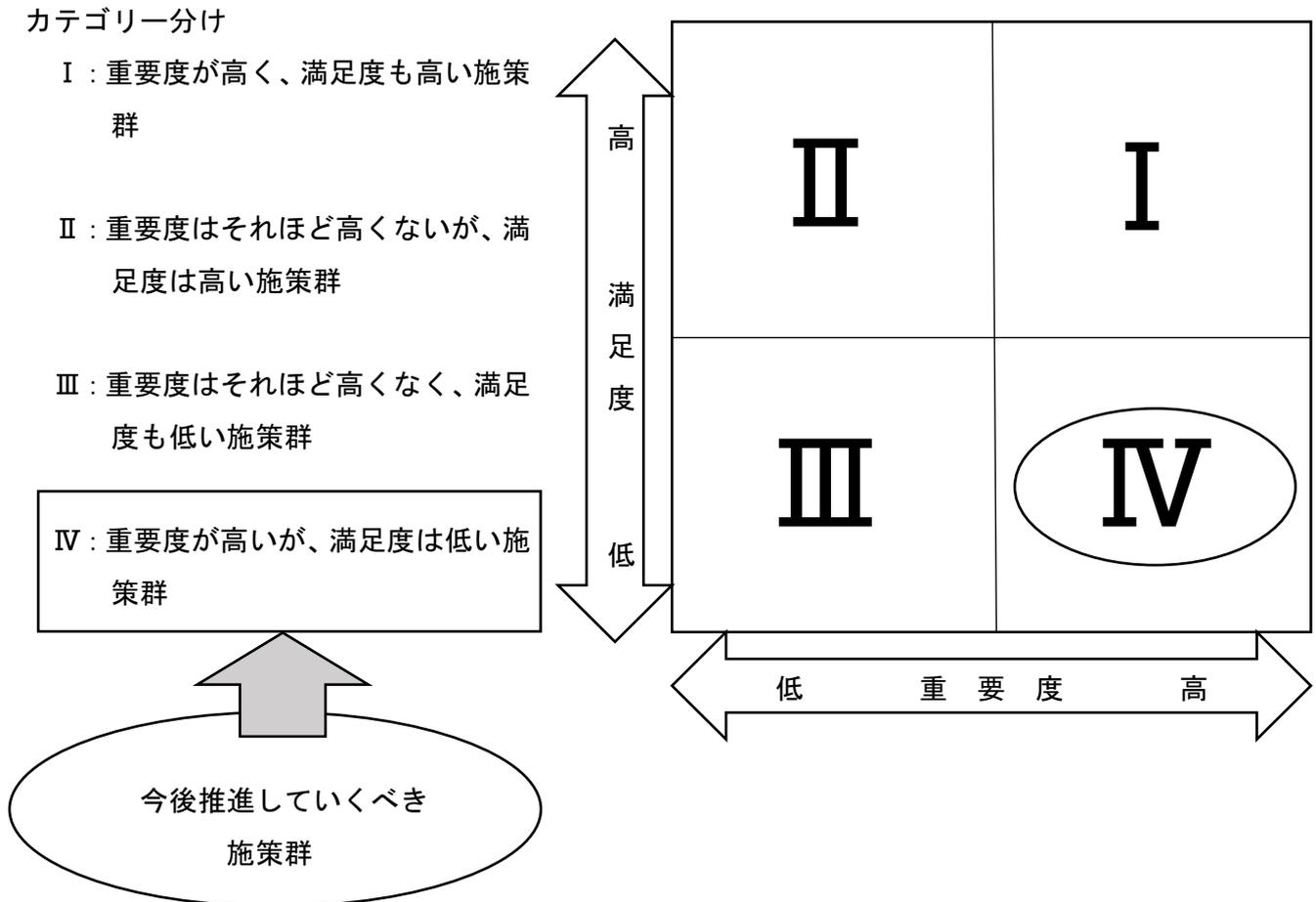
⑮ 保健事業の充実		
<b>2.2 点</b>	6-1 保健事業の実施	2.5 点
	6-2 医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実	2.0 点
	6-3 精神障害などに関する啓発・広報の推進	2.0 点
	6-4 乳幼児健康診査等の実施	3.0 点
⑯ 医療サービスの充実		
<b>2.0 点</b>	6-5 自立支援医療、重度心身障害者医療制度の周知	2.0 点
	6-6 リハビリテーション体制の体系的整備	2.0 点
	6-7 精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	2.0 点

## 7 情報・コミュニケーション

⑰ 情報バリアフリー化の推進		
<b>2.0 点</b>	7-1 コミュニケーション手段の充実	2.0 点
	7-2 ITの利用啓発	2.0 点
⑱ 情報収集、情報提供の充実		
<b>2.0 点</b>	7-3 多様な手段による情報提供の充実	2.0 点

## (2) 実態調査による市民の施策評価

市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方を対象に実施した実態調査において、現在の筑後市において実施している障害者に関する施策に対して、重要度と満足度に関して評価をしていただきました。

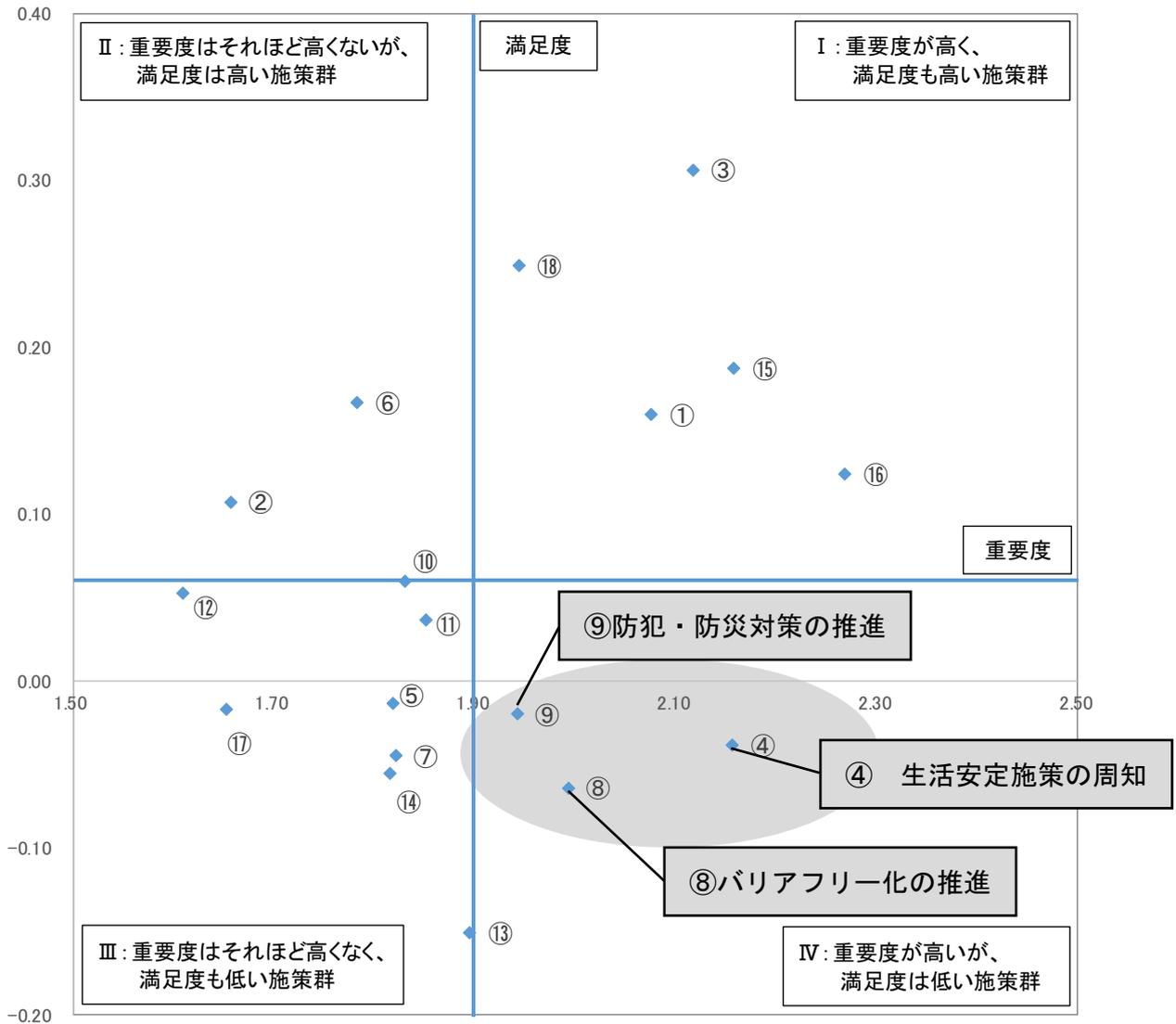


### 課題まとめ

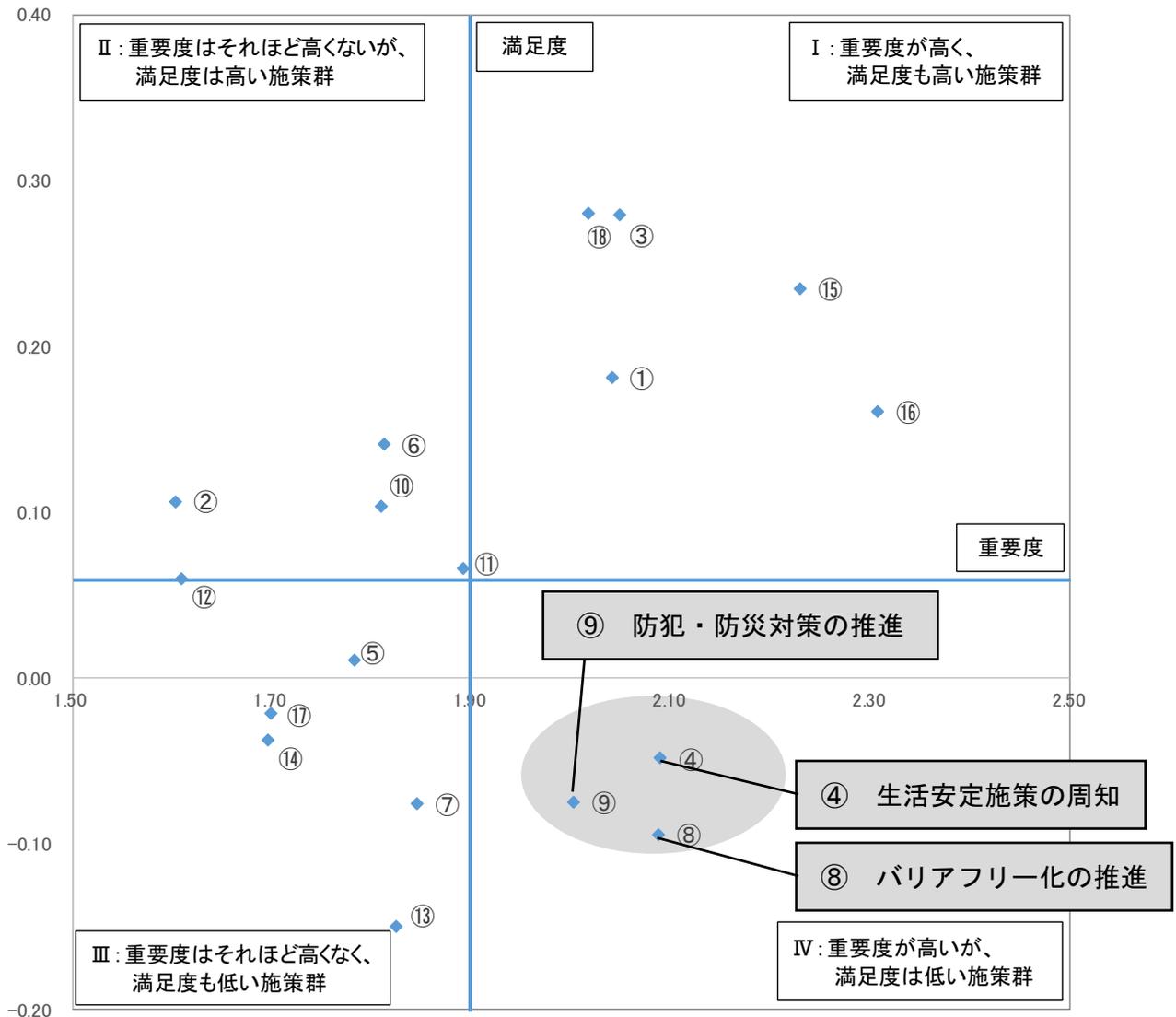
○各課による評価として、施策の柱の「5 雇用・就労」や「⑬ 一般就労の促進」に関して、進捗評価が低くなっています。また市民の実態調査においても、知的障害者と精神障害者から、「⑬ 一般就労の促進」「⑭ 福祉的就労の充実」に関して、満足度の低い評価となっているため、就労に関する施策を今後しっかりと推進していくことが求められています。

○各課による評価として、「⑦ 外出支援の充実」に関する施策の進捗評価が低くなっています。また市民の実態調査においても、全体と全ての障害種別からの評価として、「④ 生活安定施策の周知」に関して満足度が低くなっているため、外出支援も含めた生活安定施策に関して、今後取り組んでいくことが求められています。

# 1 全体の評価

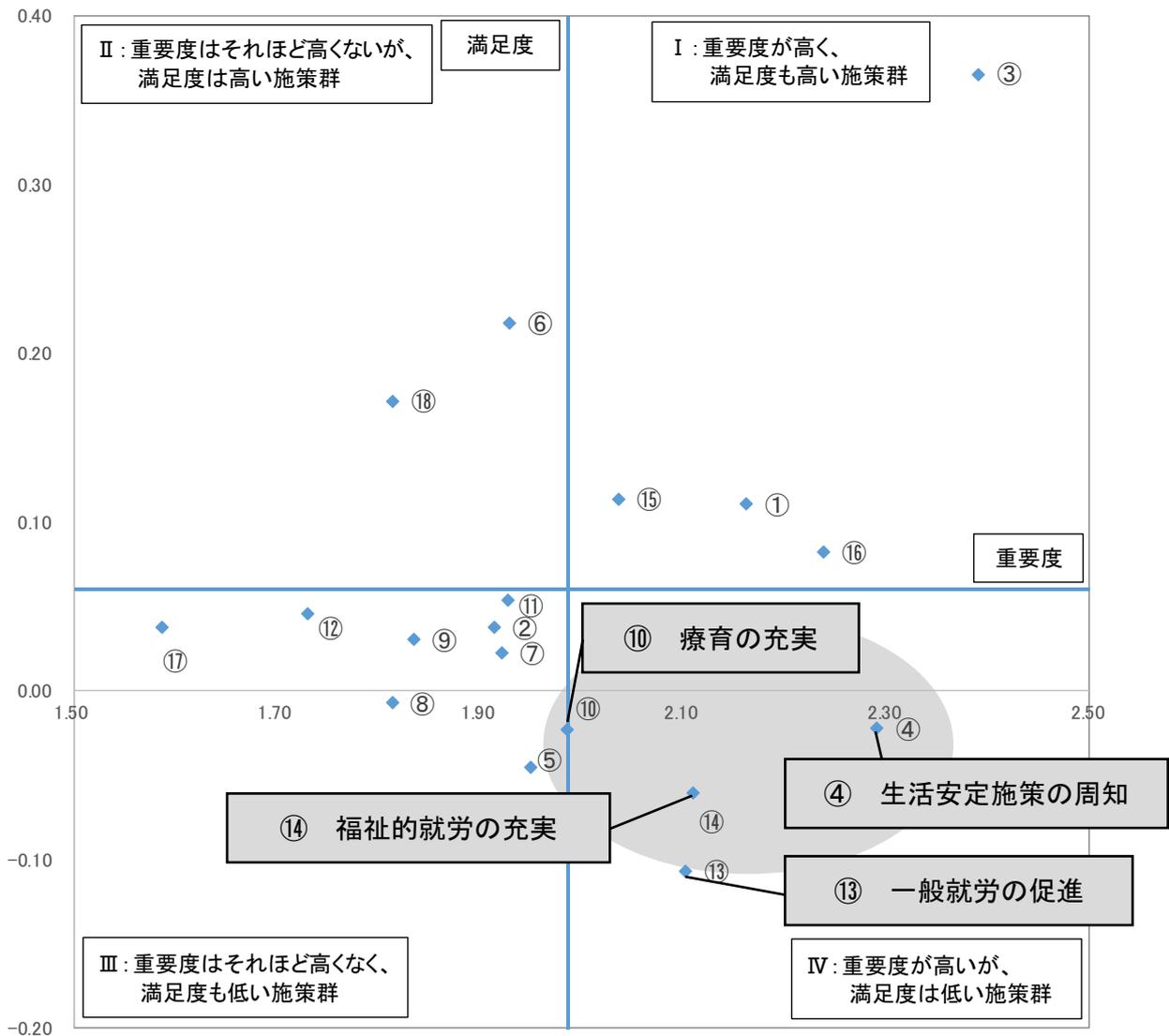


## 2 身体障害者による評価



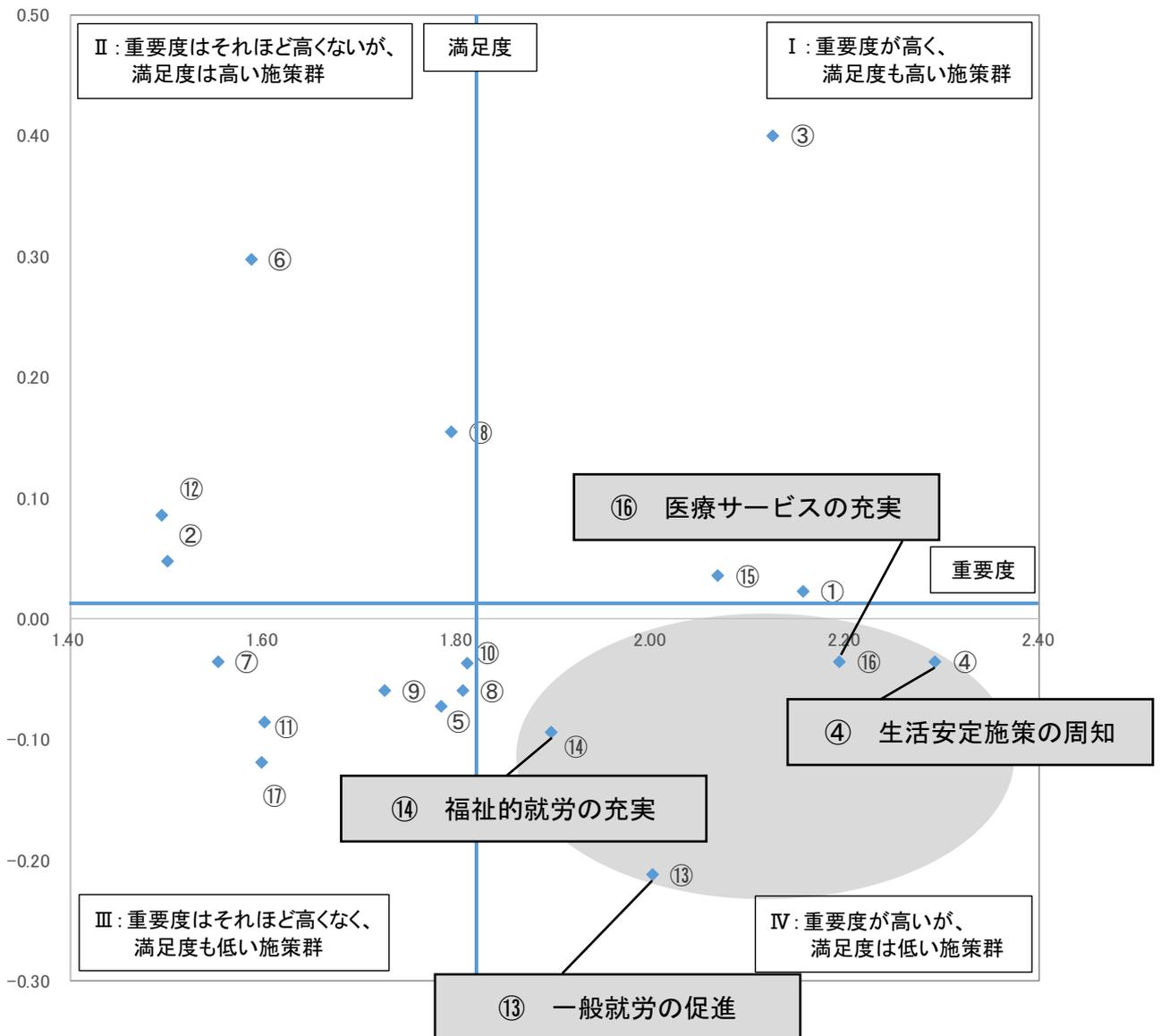
各施策対応番号	
①差別の防止と理解の促進	⑩療育の充実
②福祉教育の充実	⑪学校教育の充実
③相談支援体制の整備	⑫社会教育の充実
④生活安定施策の周知	⑬一般就労の促進
⑤居住支援の充実	⑭福祉的就労の充実
⑥在宅福祉サービスの充実	⑮保健事業の充実
⑦外出支援の充実	⑯医療サービスの充実
⑧バリアフリー化の推進	⑰情報バリアフリー化の推進
⑨防犯・防災対策の推進	⑱情報収集、情報提供の充実

### 3 知的障害者による評価



各施策対応番号	
①差別の防止と理解の促進	⑩療育の充実
②福祉教育の充実	⑪学校教育の充実
③相談支援体制の整備	⑫社会教育の充実
④生活安定施策の周知	⑬一般就労の促進
⑤居住支援の充実	⑭福祉的就労の充実
⑥在宅福祉サービスの充実	⑮保健事業の充実
⑦外出支援の充実	⑯医療サービスの充実
⑧バリアフリー化の推進	⑰情報バリアフリー化の推進
⑨防犯・防災対策の推進	⑱情報収集、情報提供の充実

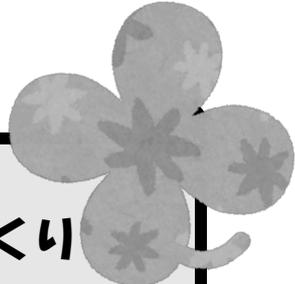
## 4 精神障害者による評価



各施策対応番号	
①差別の防止と理解の促進	⑩療育の充実
②福祉教育の充実	⑪学校教育の充実
③相談支援体制の整備	⑫社会教育の充実
④生活安定施策の周知	⑬一般就労の促進
⑤居住支援の充実	⑭福祉的就労の充実
⑥在宅福祉サービスの充実	⑮保健事業の充実
⑦外出支援の充実	⑯医療サービスの充実
⑧バリアフリー化の推進	⑰情報バリアフリー化の推進
⑨防犯・防災対策の推進	⑱情報収集、情報提供の充実

## 第3章 計画の基本理念

### 1 基本理念



**すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり**

平成21年（2009年）3月策定の「第2期 筑後市障害者基本計画」では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の実現をめざし、「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げました。

本計画は、この理念を継承し、「すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり」を基本理念として、さらなる障害者施策の推進・充実に取り組みます。

そして、基本理念の実現に向けた5項目の基本方針を掲げ、基本理念の実現に向けて施策を推進し、地域住民や様々な関係機関・団体と連携・協働しながら、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送れるようなまちづくりを進めます。

#### 基本方針1 社会的障壁のない、だれもが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進

障害者が様々な活動に参加できるよう、物理的、心理的なものをはじめとした多様な社会的障壁（日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）のない、全ての人々が安心して日常生活を過ごすことができるようなまちづくりを推進します。

#### 基本方針2 自己決定が尊重される施策の推進

障害者が基本的人権を有する一人の人間として尊重され、必要な支援を受けながら障害者自らが選択及び決定し、主体的な生活を送ることができるよう、自立と社会参加を促進する施策を推進します。また、障害者権利条約のスローガンである「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」という考えの下、障害者の社会参画を推進します。

### 基本方針3 障害特性などに応じた必要な支援の推進

障害の種類、程度にかかわらず、必要な支援を受け、安心した生活を送ることができるよう、多様化・重度化する障害に対する必要な支援を推進します。また、外見だけではわからない障害者への理解の促進や、強度行動障害等の複雑化している障害に対する施策を検討し推進します。

### 基本方針4 互いに思いやり共に暮らす、市民とともに創造する地域福祉の推進

障害に対する偏見や差別をなくし、障害及び障害者についての理解を深めるとともに、市民一人ひとりが思いやりをもって接し、合理的配慮のもと全ての人が暮らしやすい地域福祉を推進します。福祉への積極的な参加を図り、地域での福祉活動のネットワークを強化し、市民とともに筑後市の地域特性に合った福祉を創造します。

### 基本方針5 施策の連携

各種施策の推進のため、保健・医療・福祉・教育・雇用・都市計画等の各部門との連携を図り、総合的、体系的な推進体制を確立します。

また、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が意思決定機関に参画することとし、障害者の視点を施策に反映します。

## 2 重点的に取り組む課題

本計画策定にあたり実施した、障害者のニーズを伺う実態調査や、障害者と関連の深い事業所に対するアンケートとヒアリングの結果からみられる課題や、筑後市における障害者施策の取組内容等をもとに、障害者施策推進協議会において議論を行い、現在の筑後市における重点課題を以下の5つとしました。



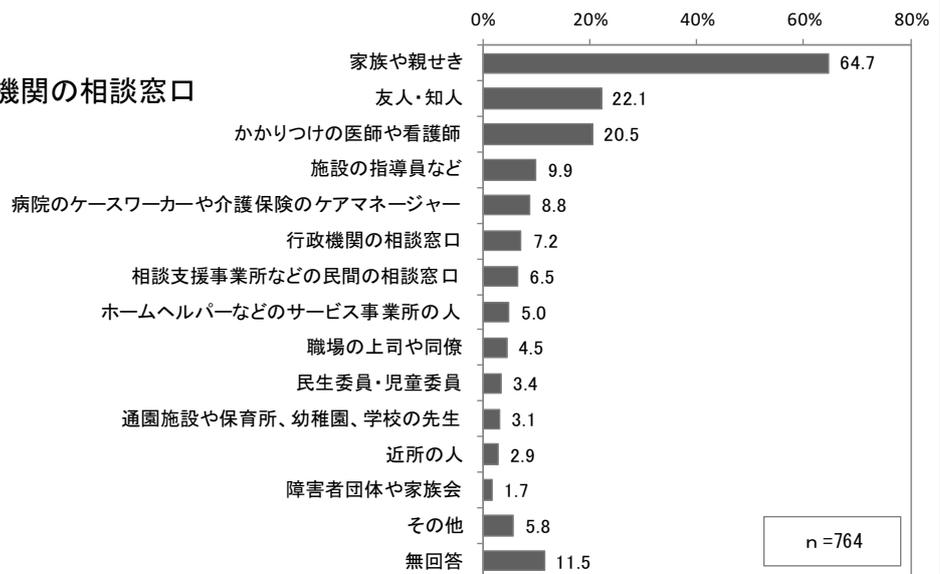
### 重点課題 1 相談支援のさらなる充実

障害者が安心して暮らしていくためには、不安や悩みがあるときに気軽に相談できる場所があることは重要です。

#### 実態調査結果

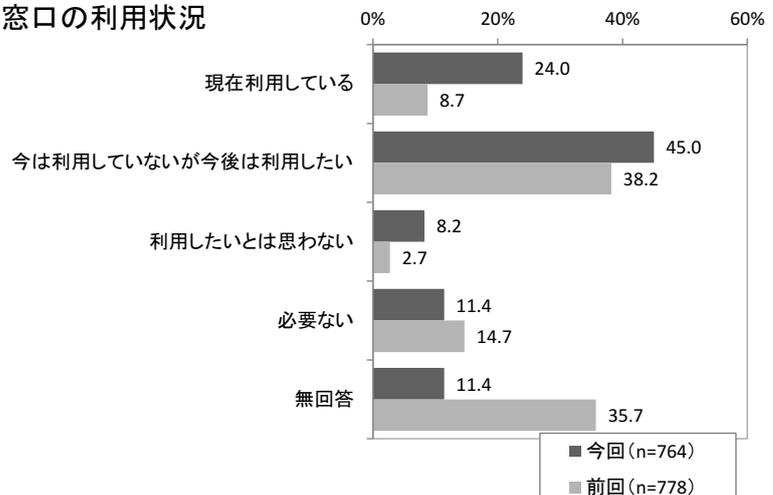
○普段、悩みや困ったことをどこに相談するか

⇒民間の相談窓口・行政機関の相談窓口  
ともに低い数値

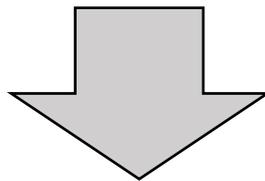


○市役所や相談支援事業所などの相談窓口の利用状況

⇒今は利用していないが今後は  
利用したいと考える方が約半数



ヒアリングでのご意見	
相談支援	○児童相談が増加傾向。
	○基幹としての機能を持つ場所を整備してほしい。相談支援からの意見の集約できる組織づくりを。
	○グレーゾーンの方への相談窓口がほしい。どこに相談したらいいかわからない。
	○総合的な相談窓口があればいい。担当課での横つながりがあれば、もっと良いサービスが提供できるのではないかな。
	○相談も大事だが、実際に訪問して実情を聞くことのできる組織作りも大事。



## 具体的施策 相談支援体制の充実

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(1)-1	障害者相談支援体制の整備	「委託相談支援事業所（ちくたくネット、プラム、ちくご）」及び「地域生活支援拠点センターすいれん」との連携を密にし、障害者がより相談しやすい体制を整えます。	福祉課
Ⅱ-(1)-2	障害者相談支援事業の充実	市内の特定相談支援事業所等で構成する「自立支援協議会相談部会」の活動を充実させ、他の部会や関係機関との連携を深め、相談支援事業の質を高めます。 また、家族や周りの方に対する相談支援についても引き続き実施します。	福祉課



## 重点課題 2 安定した日常生活への支援

障害者が安定した日常生活を送るためには、様々な部分において自立を支援することが必要です。その中の1つである金銭に関する自立を支援することが重要です。

### 実態調査結果

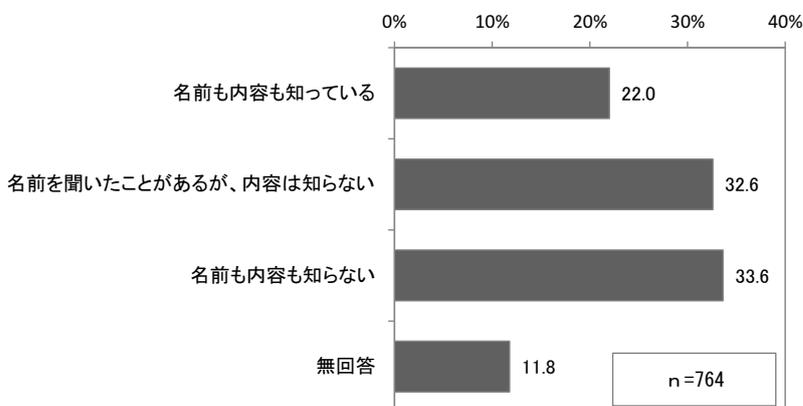
○日常生活で、手助けが必要なとき

⇒知的障害者は「お金の管理」に手助けが必要な方が多い

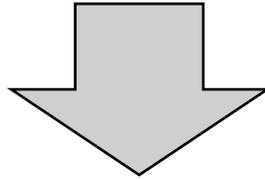
	合計	問5 どのようなときに手助けが必要ですか											無回答	
		食事	トイレ	入浴	衣服の着脱	身だしなみ	家の中の移動	外出	家族以外の人との意思疎通	お金の管理	薬の管理	特になし		
全体	764 100.0	146 19.1	88 11.5	155 20.3	122 16.0	153 20.0	62 8.1	261 34.2	126 16.5	221 28.9	180 23.6	331 43.3	55 7.2	
障害種別	身体障害者	517 100.0	84 16.2	63 12.2	100 19.3	93 18.0	77 14.9	54 10.4	159 30.8	54 10.4	97 18.8	88 17.0	264 51.1	39 7.5
	知的障害者	154 100.0	60 39.0	41 26.6	62 40.3	44 28.6	81 52.6	20 13.0	93 60.4	63 40.9	112 72.7	90 58.4	22 14.3	8 5.2
	精神障害者	100 100.0	20 20.0	5 5.0	12 12.0	6 6.0	15 15.0	1 1.0	28 28.0	24 24.0	33 33.0	22 22.0	38 38.0	3 3.0

○成年後見制度の認知度

⇒「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせると半数以上



ヒアリングでの意見	
金銭管理ができない方への支援方法	○お金を計画的に使うことができず、生活基盤が立てられない人が増えている。高齢者だけの話ではなく、障害者にも増加している。
	○金銭面での支援も行っているが、自制が利かない等の困難ケースもある。
	○金銭的に切迫している方が多い。成年後見制度につないだほうが良いようなケースもあるが、金銭的・回数的な問題やタイミング等もありなかなか結びつかないこともある。



## 具体的施策 生活安定施策の充実

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(2)-1	年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したハンドブック等により、各種制度を周知します。また、各種障害者手帳取得者に対して「福祉のしおり」を活用し、制度の説明を実施します。	福祉課
Ⅱ-(2)-2	成年後見制度等の周知と利用支援	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度を周知します。また、相談業務の際に利用を希望する方への利用支援も実施します。	地域包括支援センター 福祉課
Ⅱ-(2)-3	各種割引制度の周知	NHK放送受信料等の割引制度を周知し、活用の促進を図ります。また、障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知します。	税務課 福祉課
Ⅱ-(5)-1	移動支援事業の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」や重度移動困難者外出支援サービス等の周知や利用促進を図ります。また、福祉タクシー助成制度として「助成券」の発行を実施します。	高齢者支援課 福祉課
Ⅱ-(5)-3	公共交通機関との連携	JR・バスなどの公共交通機関に対して、障害者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解・協力を求めています。また、車両、駅舎、バス停などのバリアフリー化を要請していきます。	福祉課



## 重点課題3 就労支援による生きがいづくり

就労し、障害者が自身の能力を発揮することは、社会にとっても大変重要であり、障害者自身の生きがいにもつながります。

### 実態調査結果

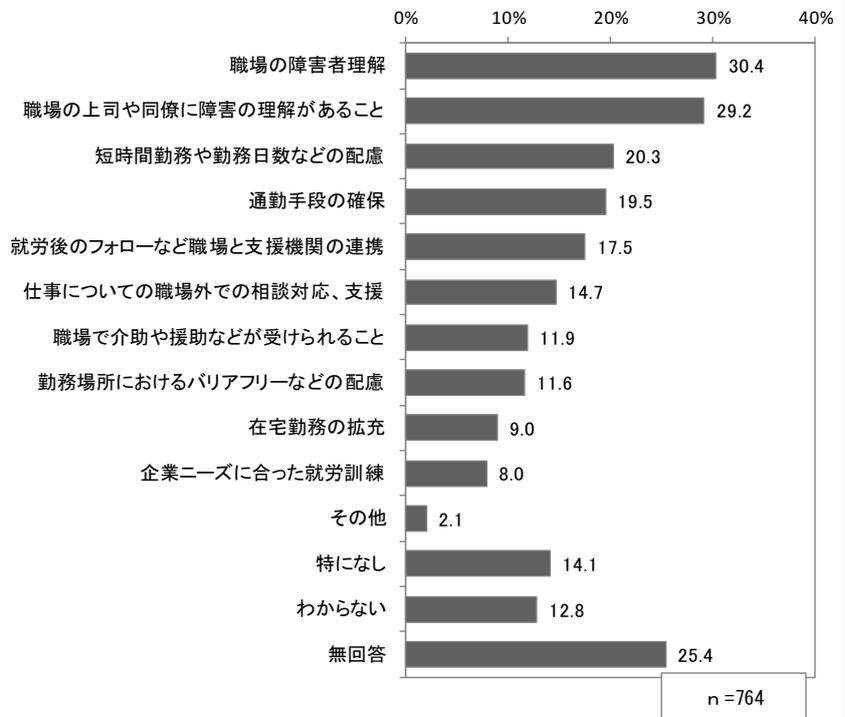
○今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

⇒精神障害者で「仕事をしたい」方が約半数

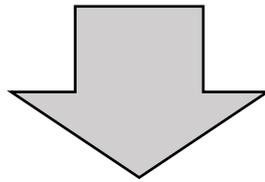
		合計	問25 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか			
			仕事をしたい	仕事はしたくない、できない	どちらともいえない	無回答
全体		213 100.0	71 33.3	73 34.3	45 21.1	24 11.3
障害 種 別	身体障害者	105 100.0	23 21.9	43 41.0	25 23.8	14 13.3
	知的障害者	66 100.0	24 36.4	29 43.9	9 13.6	4 6.1
	精神障害者	59 100.0	28 47.5	12 20.3	12 20.3	7 11.9

○障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うか

⇒「職場の障害者理解」「上司や同僚の理解」が必要と思う方が多い



ヒアリングでの意見	
就労支援	○企業からの雇い入れの相談等もあり、合理的配慮の浸透は進んでいるが、就労する人材が育っておらず、就労移行支援事業所も少ない。
	○就労の部分をもっと強化してほしい。A型事業所は多いが、就労移行支援事業所が少ない。
	○就労移行支援として、一般就労へ繋ぐための支援を強化してほしい。
	○特に知的障害に対する仕事の充実や広範囲な支援を行ってほしい。
	○直B問題（学校を卒業してすぐB型事業所に入ること）が増加している。就労移行支援として、就労を希望する人が、就労するためのスキルを身につけられ、就労の準備ができる体制を整えてほしい。
	○就労への繋ぎに強い筑後の支援学校を活かしてほしい。
障害への理解を進めること	○精神障害の病状とは認識されにくい、生活障害（やる気がでない等）の部分への理解が乏しい。



## 具体的施策 就労支援施策の強化

番号	施策名	内容	担当課
V-(1)-1	就労移行支援事業の利用促進	一般就労をめざしながら働き、就労に必要なスキルを身につけることができる場としての就労移行支援事業の利用促進を図ります。	福祉課
V-(1)-2	各種制度の利用促進	ハローワーク等関係機関と連携し、職業訓練やジョブコーチ（就労援助指導員）、トライアル雇用等各種制度について周知し、利用促進を図ります。	福祉課
V-(1)-3	就労支援ネットワークの充実	ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校等によるネットワークの充実を図り、就労支援の充実を図ります。	福祉課
V-(2)-1	障害者の就労に対する理解促進	障害者差別解消法についての職員に対する研修を実施し、職場内の障害者の理解促進に努めます。	福祉課
V-(3)-1	就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。	福祉課



## 重点課題4 子どもの未来を育む療育支援

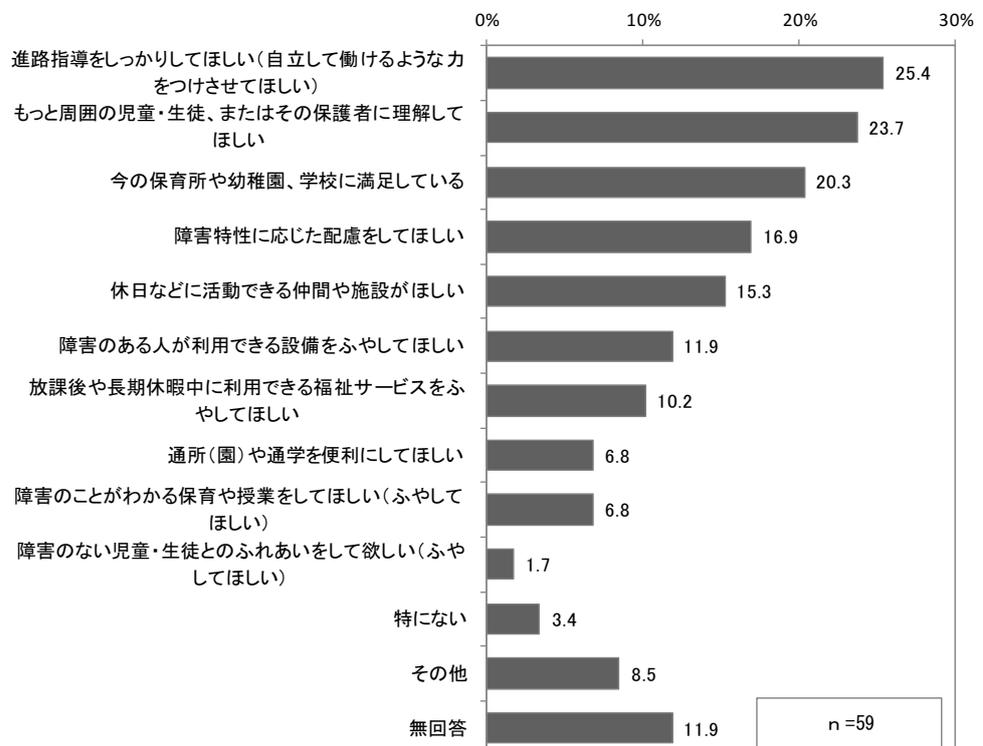
障害の早期発見・早期対応、そして適切な療育を行い、子どもたちが社会の中でいきいきと育ち、生活を送るために、障害児に対する支援は重要です。

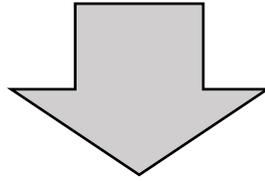
### 実態調査結果

○今後、保育・教育に必要なと思うこと

⇒「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」

「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が多い





## 具体的施策 療育支援施策の実施

番号	施策名	内容	担当課
I-(3)-3	人権教育による啓発	人権セミナー等を活用し、人権教育の中で、障害者問題について啓発していくとともに、障害者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。	人権・同和教育課
IV-(1)-1	早期療育の充実	障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障害児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図り、療育事業の充実に努めます。	健康づくり課 学校教育課 子育て支援課 福祉課
IV-(1)-2	療育、教育相談に関する広報の充実	障害児に関わる療育・教育相談等について、多様な媒体を用いて周知していきます。また、関係機関で連携し、相談内容による相談窓口への適切な繋ぎのための、関係機関の連携を実施します。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり課 福祉課
IV-(2)-1	教育相談、教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を基本とし、本人、保護者の意向を尊重しながら就学支援を行います。また、関係機関と連携し、専門的な意見を取り入れ適切な生活上の支援ができるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課 福祉課
IV-(2)-3	特別支援教育の充実	教育上特別の支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習上・生活上の支援を行うよう努めます。	学校教育課
VI-(1)-2	精神障害などに関する啓発・広報の推進	パンフレット・広報紙や講話などにより、心の健康づくりや、精神障害などについての普及啓発に努めます。また、『自殺対策計画』を策定し、地域の特性に応じた自殺対策や啓発を行います。	健康づくり課 福祉課



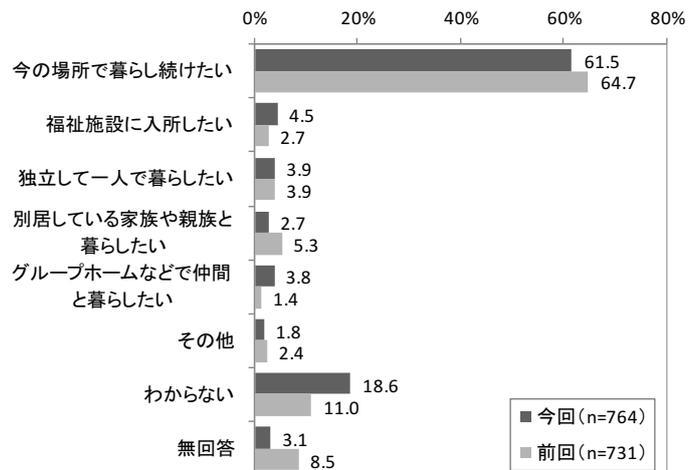
## 重点課題5 安心して暮らせる地域づくり

今後も地域で暮らしていくために必要な地域での生活に対する支援の推進は重要です。また、障害者が地域で暮らしていける社会は、「地域共生社会」の実現のための重要な要素でもあります。

### 実態調査結果

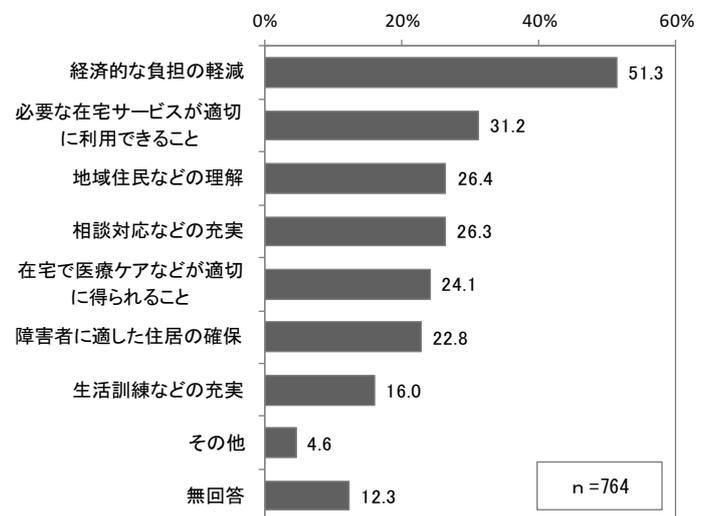
○将来、どのように暮らしたいか

⇒「今の場所（地域）で暮らし続けたい」と回答する方が多い

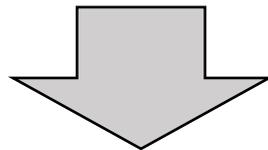


○地域で生活するために必要な支援

⇒「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「地域住民などの理解」が多い



ヒアリングでの意見	
地域共生社会の実現のために重要なこと	○筑後市が本来持つ地域の関わりを強くすること、また、筑後市の事業所同士が連携していくこと。
	○情報発信も大切であり、誰もが情報を手に入れやすいような情報発信を行うことが重要。
	○障害者の方に、突然地域に入ることを求めることは負担を強いることとなるため、小さい頃から地域に慣れ親しめるようにすることが大切。
	○地域の理解が進むことも重要で、障害者が安心して地域に入っていけるように、地域の方々の受け入れ体制を整えることが重要。



## 具体的施策 地域共生社会に向けた施策の推進

番号	施策名	内容	担当課
I-(1)-1	障害者に対する理解の促進	様々な媒体を通じて、市民へ障害に関する情報をわかりやすく発信し、障害者に対する理解を促進します。	総務広報課 地域包括支援センター 福祉課
I-(3)-1	交流機会の拡大	運動会などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。	学校教育課
II-(3)-2	居住系サービスの整備促進	充実すべきサービス・不足しているサービスについての情報提供を行い、社会福祉法人等と連携していきます。	福祉課
II-(4)-1	訪問系・日中活動系等サービスの充実	適切な在宅福祉サービスを提供することができるように、事業者と協力・連携して、訪問系サービスや日中活動系サービス・共生型サービスの充実を図ります。	福祉課
II-(4)-2	地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や日常生活用具給付サービスなどの地域生活支援事業の充実を図ります。	福祉課
VII-(2)-1	多様な手段による情報提供の充実	「福祉のしおり」や「広報ちくご」、市ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。また、情報提供の際は全ての方にわかりやすい情報提供方法となるよう努めます。	総務広報課 防災安全課 福祉課

### 3 計画体系

筑後市における障害者施策に関する取組や、本計画策定に係る実態調査及び事業所アンケート・事業所ヒアリングの結果、また、筑後市障害者施策推進協議会における議論などを踏まえた課題に対応するため、以下のとおり障害者施策を設定し、各種施策を推進します。

I 啓発・広報	(1) 差別の防止と理解の促進
	(2) 関係団体・事業所支援の充実
	(3) 福祉教育の充実
II 生活支援	(1) 相談支援体制の整備
	(2) 生活安定施策の周知
	(3) 居住支援の充実
	(4) 在宅福祉サービスの充実
	(5) 外出支援の充実
III 生活環境	(1) バリアフリー化の推進
	(2) 防犯対策の推進
	(3) 防災対策の推進
IV 教育・育成	(1) 療育の充実
	(2) 学校教育の充実
	(3) 社会教育の充実
V 雇用・就労	(1) 就労移行支援の充実
	(2) 一般就労の促進
	(3) 福祉的就労の充実
VI 保健・医療	(1) 保健事業の充実
	(2) 早期発見の強化
	(3) 医療サービスの充実
VII 情報・コミュニケーション	(1) 情報バリアフリー化の推進
	(2) 情報収集、情報提供の充実

## 第4章 障害者施策の展開

### I 啓発・広報

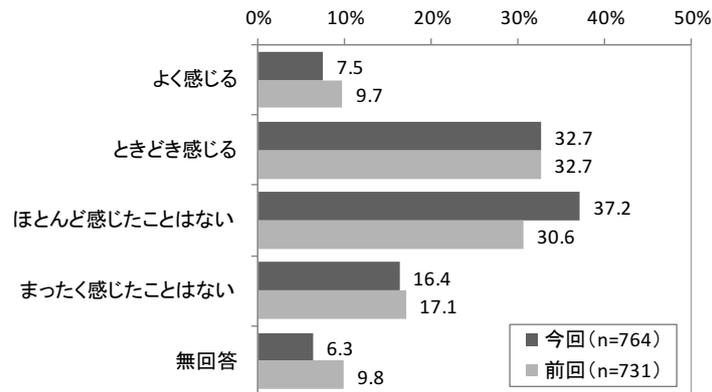
社会のあらゆる場面において依然として存在している、障害を理由とする差別の解消を進め、全ての人の幅広い理解を得て、障害者それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重される社会を実現することが重要です。

啓発・広報活動の充実や人権教育の実施による、障害者理解の促進を図り、各障害者団体や事業所が実施する活動等を通じた障害のある人となない人との交流機会の拡大を行い、地域で障害者がいきいきと生活することが大切です。

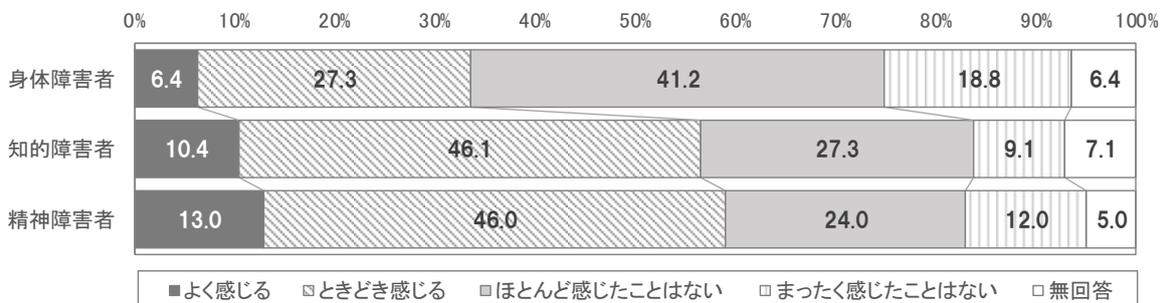
#### 現状と課題

○障害のことで差別や偏見、疎外感を感じることもあるか

前計画策定時実態調査結果との比較

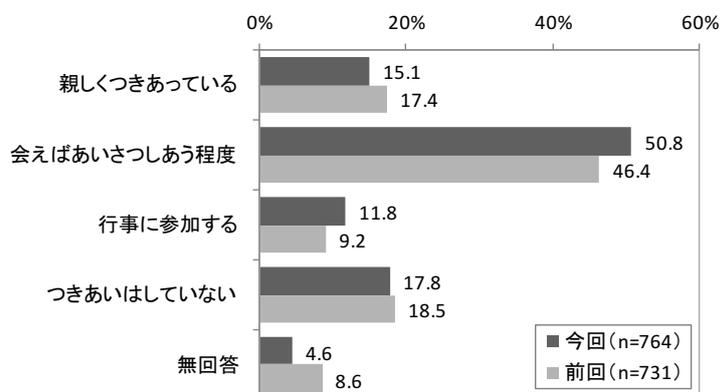


障害種別割合

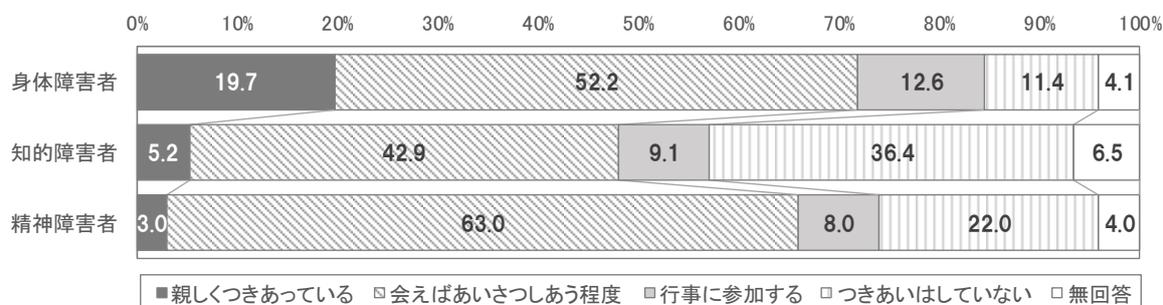


## ○地域の方とどのようなつきあいをしているか

### 前計画策定時実態調査結果との比較



### 障害種別割合



実態調査において、障害のことで差別や偏見、疎外感を「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方は、40.2%となっています。前計画策定時に実施した実態調査では42.4%であり、減少傾向ではありますが、いまだ多くの方が障害のことで差別や偏見、疎外感を感じると答えています。また障害種別にみると、特に知的障害者と精神障害者で、障害のことで差別や偏見、疎外感を感じる方が多くなっています。

地域の方と「つきあいはしていない」と回答した方は、前回実態調査の18.5%から、17.8%へ少しではありますが減少しており、地域の方とのつきあいは増加傾向となっています。しかし、知的障害者の36.4%の方が地域の方と「つきあいはしていない」と回答しており、また、関係事業所ヒアリングにおいても、地域行事への参加はしていない障害者の方が多いという意見もありました。

今後も、様々な媒体を活用した情報の周知や、地域活動等の交流機会の拡大による、障害者に対する理解の促進、啓発・広報の推進に努めます。

また、人権教育等の福祉教育を充実させ、障害のことで差別や偏見、疎外感を感じることのないまちづくりに努めます。

## 今後の取組

### (1) 差別の防止と理解の促進

番号	施策名	内容	担当課
I-(1)-1 <b>重点</b>	障害者に対する理解の促進	様々な媒体を通じて、市民へ障害に関する情報をわかりやすく発信し、障害者に対する理解を促進します。	総務広報課 地域包括支援センター 福祉課
I-(1)-2	障害者の権利を守る仕組み作り	障害者の権利擁護や人権侵害に関して協議する場を作ります。権利擁護や人権侵害、障害者への虐待に関する啓発や周知を行います。	福祉課

### (2) 関係団体・事業所支援の充実

番号	施策名	内容	担当課
I-(2)-1	団体等が実施する活動に対する支援	関係機関・団体が行う啓発・広報活動や各種イベントに関する広報や実施の支援を行います。	福祉課
I-(2)-2	障害者週間のPR啓発事業	障害者週間の啓発事業を行うとともに、市民団体等が企画する啓発事業を支援します。	福祉課
I-(2)-3	自立支援協議会の活動の推進	筑後市における自立支援協議会の活動を活発化させ、4部会の連携を強化していきます。	福祉課

### (3) 福祉教育の充実

番号	施策名	内容	担当課
I-(3)-1 <b>重点</b>	交流機会の拡大	運動会などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。	学校教育課
I-(3)-2	カリキュラムづくりへの積極的な支援	カリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう、助言・支援を行います。福祉教育の実施に当たっては障害者との交流や車いす等の体験学習を促進します。	学校教育課
I-(3)-3 <b>重点</b>	人権教育による啓発	人権セミナー等を活用し、人権教育の中で、障害者問題について啓発していくとともに、障害者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。	人権・同和教育課
I-(3)-4	障害者に関する市職員研修の充実	障害者への理解を深め、人権に対する意識を向上させるための、市職員に対する研修を行うとともに、階層別研修での啓発の充実に努めます。	市長公室

## II 生活支援

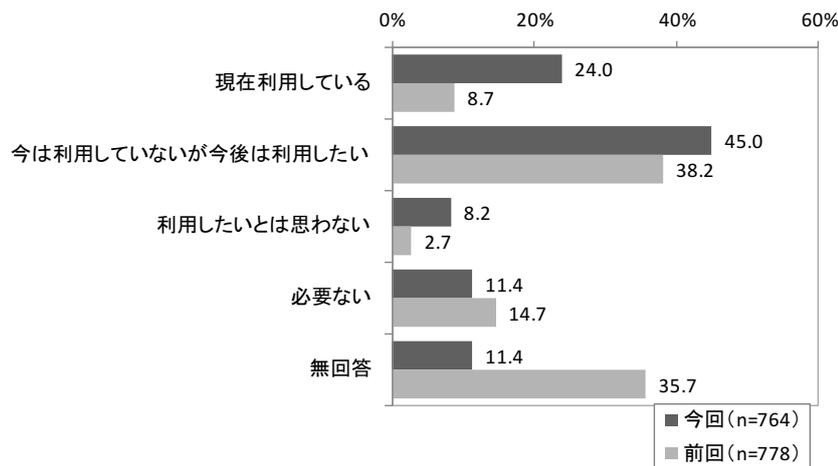
障害者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる、地域社会の実現のためには、障害者が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けることのできる体制が必要です。それぞれ異なる障害の種類、程度等に合わせ、全ての障害者のニーズに対応できる体制を構築し、障害の有無にかかわらず、地域で安心して生活できる社会の実現をめざします。

また、自ら意思を決定することや表明することが難しい障害者に対し、本人による自己決定のために必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自ら、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

### 現状と課題

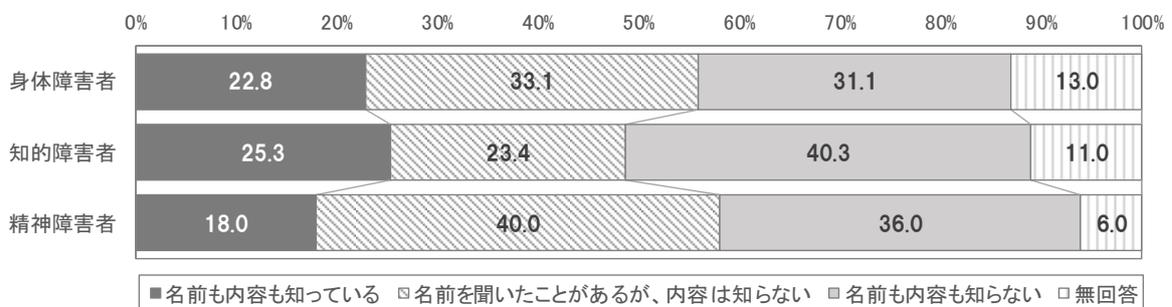
#### ○市役所や相談支援事業所などの相談窓口を利用しているか

##### 前計画策定時実態調査結果との比較



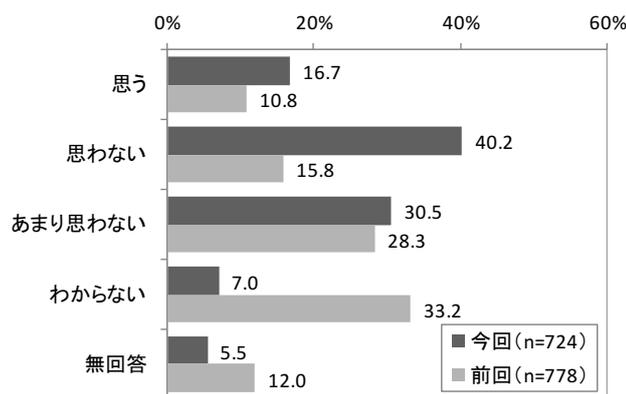
#### ○成年後見制度について知っているか

##### 障害種別割合



## ○昨年より行動範囲は広がったと思うか

### 前計画策定時実態調査結果との比較



※外出する方限定回答

障害のある人のみならず市民の方が安心して地域で暮らすことができるためには、日常の困ったことを気軽に相談でき、それに対し適切な情報提供や助言等を行うための相談支援が必要です。

実態調査の結果からは、相談相手として多くの方が、「家族や親せき」を選択しており、対して「行政機関の相談窓口」に相談すると回答した方は少ない結果となりました。しかし、前計画策定時と比べ、市役所や相談支援事業所などの相談窓口を「現在利用している」と回答した方は増加傾向となっているため、今後も引き続き相談支援事業を推進していく必要があります。

近年、自身で金銭を管理することが難しい障害者の方が増加しています。ヒアリングにおいても対応に困っているという意見が出ており、特に、知的障害者や精神障害者で増加している傾向があります。しかし実態調査において、知的障害者では成年後見制度を「名前も内容も知らない」という方が多くなっているため、金銭管理を含めた成年後見制度の周知をより一層図っていく必要があります。

また、障害者が地域で生活するために重要な外出に関して、実態調査では、昨年より行動範囲が広がったと「思わない」人の割合が高くなっており、身体障害者は他の障害と比べ外出頻度が低いという結果も出ています。また、JR・バス等の公共交通機関の割引制度に関しては、精神障害者に対する制度ははまだ確立されていないという現状もあります。外出支援についても引き続き実施し、障害者が外出しやすい方策が実施されることが重要です。

障害は近年多様化・複雑化・重度化しており、強度行動障害等の対処の難しい障害も増加しています。そういった様々な障害の種類に合わせて、今後も必要な支援を実施していきます。

## 今後の取組

### (1) 相談支援体制の整備

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(1)-1 <b>重点</b>	障害者相談支援体制の整備	「委託相談支援事業所（ちくたくネット、プラム、ちくご）」及び「地域生活支援拠点センターすいれん」との連携を密にし、障害者がより相談しやすい体制を整えます。	福祉課
Ⅱ-(1)-2 <b>重点</b>	障害者相談支援事業の充実	市内の特定相談支援事業所等で構成する「自立支援協議会相談部会」の活動を充実させ、他の部会や関係機関との連携を深め、相談支援事業の質を高めます。 また、家族や周りの方に対する相談支援についても引き続き実施します。	福祉課
Ⅱ-(1)-3	関係機関との連携	教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を図り、全てのライフステージにおける一貫した支援に向け、状況共有の仕組み作りを検討します。	学校教育課 健康づくり課 福祉課 子育て支援課

### (2) 生活安定施策の周知

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(2)-1 <b>重点</b>	年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したハンドブック等により、各種制度を周知します。また、各種障害者手帳取得者に対して「福祉のしおり」を活用し、制度の説明を実施します。	福祉課
Ⅱ-(2)-2 <b>重点</b>	成年後見制度等の周知と利用支援	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度を周知します。また、相談業務の際に利用を希望する方への利用支援も実施します。	地域包括支援センター 福祉課
Ⅱ-(2)-3 <b>重点</b>	各種割引制度の周知	NHK放送受信料等の割引制度を周知し、活用の促進を図ります。また、障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知します。	税務課 福祉課

### (3) 居住支援の充実

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(3)-1	住宅改修の促進	各種制度における住宅改修等の利用について「福祉のしおり」を用いた周知、利用促進を実施します。また、住宅改修についての相談は、県の住宅改造アドバイザー制度を活用します。	高齢者支援課 福祉課
Ⅱ-(3)-2 <b>重点</b>	居住系サービスの整備促進	充実すべきサービス・不足しているサービスについての情報提供を行い、社会福祉法人等と連携していきます。	福祉課

### (4) 在宅福祉サービスの充実

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(4)-1 <b>重点</b>	訪問系・日中活動系等サービスの充実	適切な在宅福祉サービスを提供することができるよう、事業者と協力・連携して、訪問系サービスや日中活動系サービス・共生型サービスの充実を図ります。	福祉課
Ⅱ-(4)-2 <b>重点</b>	地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や日常生活用具給付サービスなどの地域生活支援事業の充実を図ります。	福祉課

## (5) 外出支援の充実

番号	施策名	内容	担当課
Ⅱ-(5)-1 <b>重点</b>	移動支援事業の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」や重度移動困難者外出支援サービス等の周知や利用促進を図ります。また、福祉タクシー助成制度として「助成券」の発行を実施します。	高齢者支援課 福祉課
Ⅱ-(5)-2	自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	身体障害者が運転免許を取得する場合、その費用の一部及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	福祉課
Ⅱ-(5)-3 <b>重点</b>	公共交通機関との連携	JR・バスなどの公共交通機関に対して、障害者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解・協力を求めています。また、車両、駅舎、バス停などのバリアフリー化を要請していきます。	福祉課
Ⅱ-(5)-4	関係機関との連携	平成28年度(2016年度)策定の「筑后市移動支援ガイドライン」を活用し、関係事業所と連携しつつ、関係機関と連携し、障害者の外出・移動支援を促進します。	福祉課

### III 生活環境

障害者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境は、全ての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。バリアフリー化が進められたまちづくりをすることで、障害者も外出しやすくなり、障害者の自立した生活の実現を容易にするともに、積極的な社会参加にもつながっていきます。

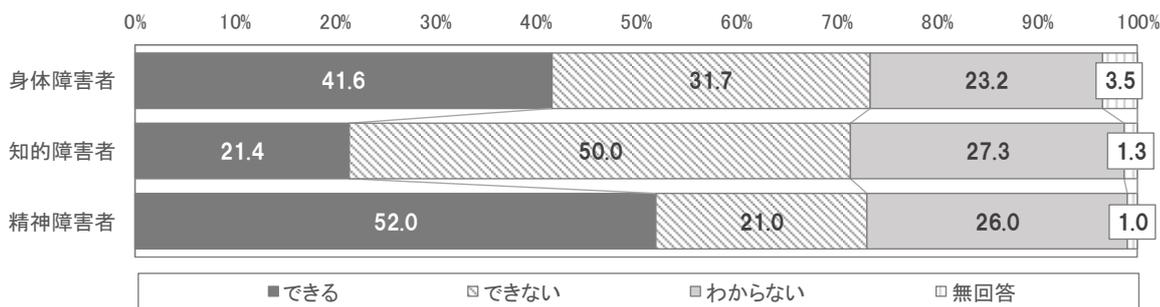
また障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進していくことも求められています。

障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくことが重要です。

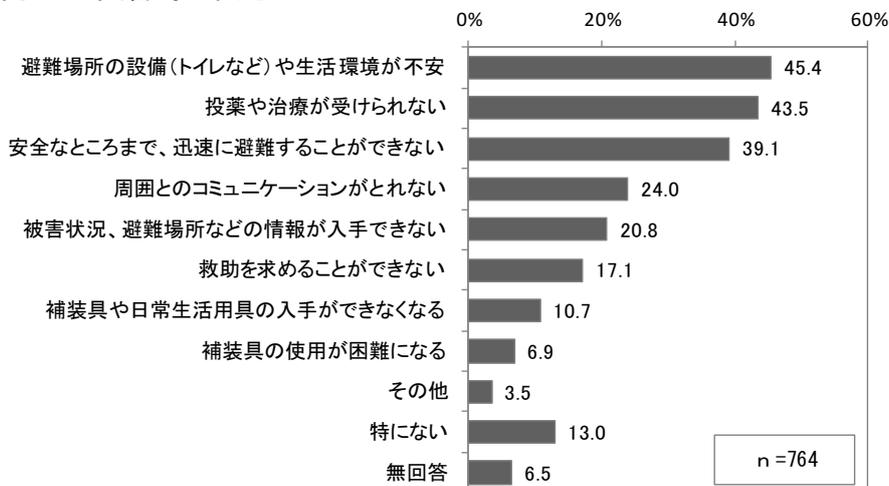
#### 現状と課題

##### ○火事や地震などの災害時に一人で避難できますか

###### 障害種別割合



##### ○火事や地震などの災害時に困ること



障害者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、バリアフリー化の推進が重要です。実態調査の自由意見としても、バリアフリーの推進を求める意見が多く寄せられ、障害者の方々からの関心も高い部分となっています。

本市では、「筑後市福祉のまちづくり条例」を平成15年（2003年）10月に制定し、バリアフリーのまちづくりを進めており、今後もバリアフリーのまちづくりをより進めていく必要があります。

また近年、大規模災害等による被害が大きな問題となっている中で、災害時の対応の整備も求められています。実態調査では、知的障害者の約半数が火事や地震などの災害時に一人で避難「できない」と回答していることもあり、避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、日頃の備えとして、防災訓練等や避難訓練等の実施をより進めていくことが必要です。

実態調査において、災害時に「避難場所の設備や生活環境が不安」という方が多いため、避難所の整備や避難所の設備の充実に関しても今後取り組んでいく必要があります。

## 今後の取組

### （１）バリアフリー化の推進

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(1)-1	公共施設や道路等のバリアフリー化推進	公共的施設の改修、整備を促進するとともに、「福祉のまちづくり条例」に則し、道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。	道路課 都市対策課 商工観光課 社会教育課 契約管財課 高齢者支援課 福祉課
Ⅲ-(1)-2	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の新設時や建替え時には、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。また、既存の市営住宅については、障害者や高齢者に配慮した改善を進めていきます。	都市対策課
Ⅲ-(1)-3	ソフト面のバリアフリー化の促進	ハード面だけでなく、ソフト面に関するバリアフリーの推進への取組を検討し、「合理的配慮」が推進されるよう周知や啓発を行います。	福祉課

## (2) 防犯対策の推進

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(2)-1	自主防犯組織の育成	障害者の犯罪被害防止のために、防犯意識の浸透を図ります。また、各校区にある自主防犯組織に対し、補助を行い、組織活動を推進し、安全なまちづくりに努めます。	防災安全課
Ⅲ-(2)-2	関係団体との連携による防犯対策の推進	警察、防犯協会等関係団体と連携しながら、障害者の防犯対策を推進します。また、平成29年度(2017年度)作成の「障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」を活用し、関係団体と連携した理解促進を進めます。	防災安全課 福祉課
Ⅲ-(2)-3	消費生活相談の充実	買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図ります。また、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。	福祉課(消費生活センター)

## (3) 防災対策の推進

番号	施策名	内容	担当課
Ⅲ-(3)-1	防災マップ、防災マニュアルの周知・活用	全戸配布した防災マップを活用し、避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法等、高齢者や障害者が、災害時速やかに対応し、安全で安心して暮らすことができるよう努めます。	防災安全課 高齢者支援課 消防署 福祉課
Ⅲ-(3)-2	災害時の情報提供の充実	災害時の情報提供については、コミュニティ無線、広報車、自主防災組織への連絡、メール、ホームページ等、様々な方法で周知に努めます。また、障害者等の要配慮者に対しても、速やかにわかりやすく情報提供できるように努めます。	防災安全課 福祉課
Ⅲ-(3)-3	防災知識の普及	障害者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。	防災安全課 消防署 福祉課
Ⅲ-(3)-4	災害時における要援護者の避難支援意識の啓発	災害時における円滑な要援護者避難支援のために、研修会や訓練などを通じ意識の啓発、支援活動に関する知識の普及に努めます。	防災安全課 消防署 福祉課

## IV 教育・育成

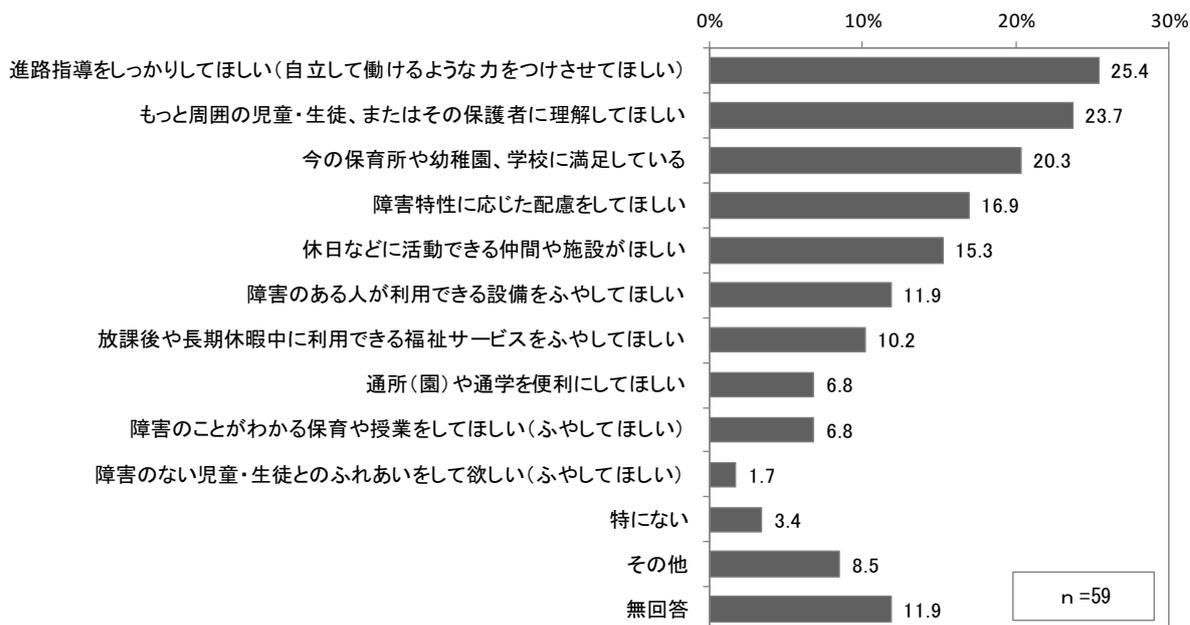
国では、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、可能な限り全ての子どもが共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められています。そのためには、子どもたちが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。

さらに、学校卒業後も含めたその一生を通じて、社会参加し、生活の質を高め、自らの可能性を追求できる環境を整え、障害者が積極的に学習活動を行えるよう、講座内容の充実や障害者の利用に配慮した施設・環境づくりを進めることが大切です。

また、障害に対する理解を深めるための取組を推進し、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害児に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

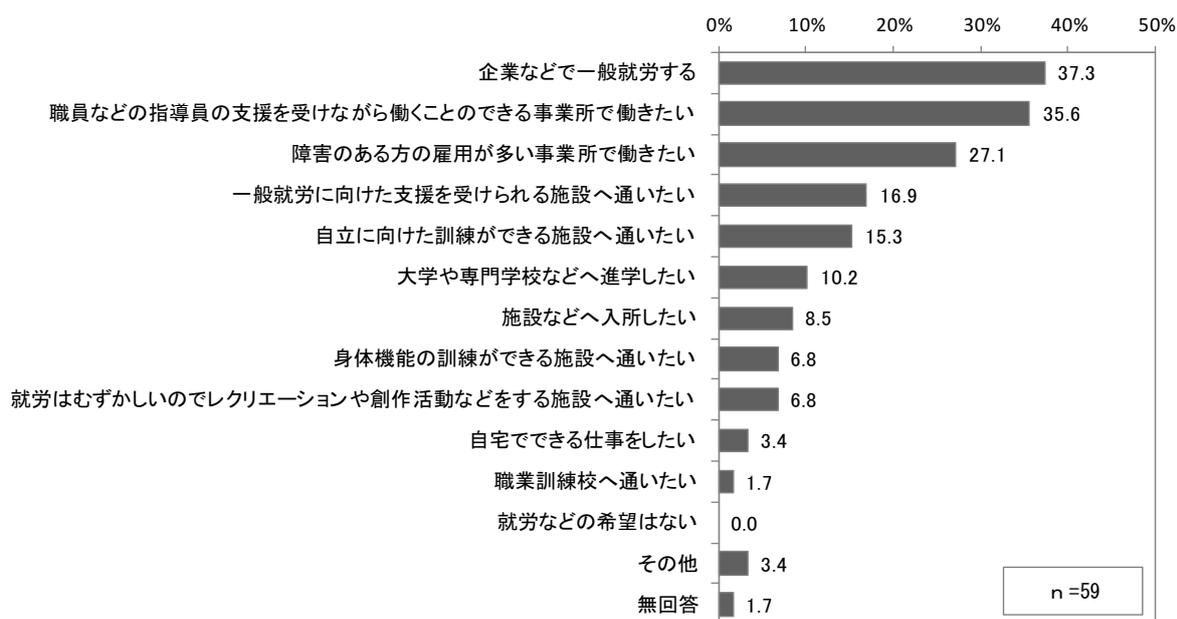
### 現状と課題

#### ○保育や教育について今後、必要なこと



※18歳未満の方限定回答

## ○将来、希望する進路



筑後市では、障害のある幼児・児童・生徒それぞれの実態に合わせて、本人や保護者の意向を尊重した教育や就学指導を進めてきました。今後も、障害の発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、各機関の連携を密にして、引き続き障害児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めていきます。

実態調査では、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」という意見が多く、企業や事業所等で働くための支援体制が求められています。また、希望する進路については、「企業などで一般就労する」をはじめ、「大学や専門学校などへ進学したい」という意見もあり、各個人の多様な実態や希望に合わせた進路指導の充実が求められています。

また、社会教育についても充実が進められており、中央公民館（サンコア）では、一部でインターネット接続サービスを開始するなど、公共の学習の場の整備も推進されています。今後も引き続き、適切な教育の環境や育成の場の整備を推進していくことが重要です。

今後の取組

(1) 療育の充実

番号	施策名	内容	担当課
IV-(1)-1 <b>重点</b>	早期療育の充実	障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障害児ができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図り、療育事業の充実に努めます。	健康づくり課 学校教育課 子育て支援課 福祉課
IV-(1)-2 <b>重点</b>	療育、教育相談に関する広報の充実	障害児に関わる療育・教育相談等について、多様な媒体を用いて周知していきます。また、関係機関で連携し、相談内容による相談窓口への適切な繋ぎのための、関係機関の連携を実施します。	学校教育課 健康づくり課 子育て支援課 福祉課
IV-(1)-3	障害児保育等の充実	障害のある子どもを保育所や学童保育所で受け入れることができるように体制整備に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課

(2) 学校教育の充実

番号	施策名	内容	担当課
IV-(2)-1 <b>重点</b>	教育相談、教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の実態に即した就学を基本とし、本人、保護者の意向を尊重しながら就学支援を行います。また、関係機関と連携し、専門的な意見を取り入れ適切な生活上の支援ができるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課 福祉課
IV-(2)-2	学校施設のバリアフリー化	学校施設については、障害児童・生徒が安心して学校生活を過ごせるようバリアフリー化に努めます。	学校教育課
IV-(2)-3 <b>重点</b>	特別支援教育の充実	教育上特別の支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習上・生活上の支援を行うよう努めます。	学校教育課

### (3) 社会教育の充実

番号	施策名	内容	担当課
IV-(3)-1	学習活動の支援	中央公民館（サンコア）などにおいて、障害者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。	社会教育課 中央公民館
IV-(3)-2	文化芸術活動・スポーツの振興	障害者が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができるよう、ハードとソフトの両面から検討し、障害の有無にかかわらずそれらに親しむことのできる環境づくりに努めます。	社会教育課
IV-(3)-3	市主催事業での手話通訳者等の実施	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置し、聴覚障害者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。	福祉課
IV-(3)-4	点字図書・大活字本等の整備充実	図書館での点字図書・大活字本を充実するよう努めます。また、総合福祉センターにある点字図書・拡大写本の周知に努め、利用促進を図ります。	図書館 福祉課

## V 雇用・就労

障害者が地域で安心して自立した生活を営むためには就労が重要であり、障害者が必要な支援・指導を受けながら、希望する職場で働くことのできる環境作りを進めていくことが必要です。

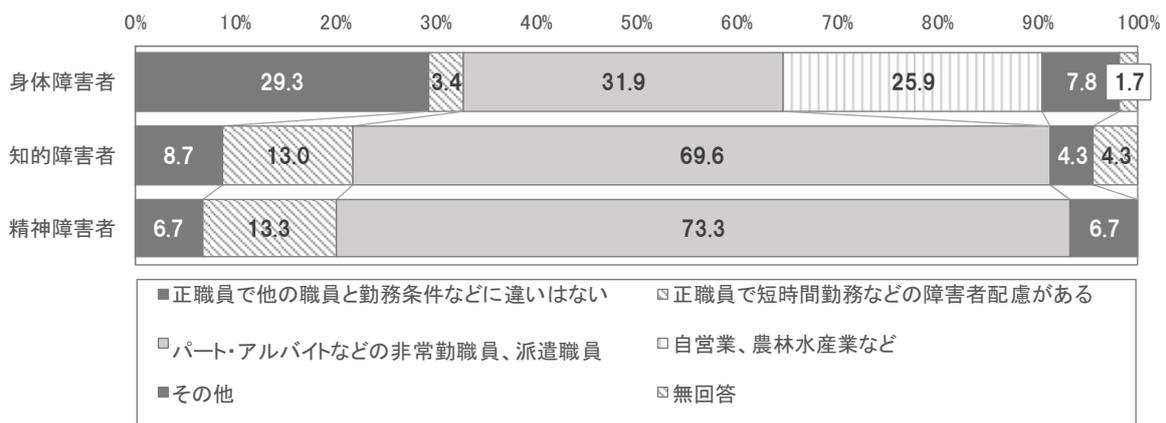
働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。

能力や障害の状況に応じた多様な就業の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障害者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

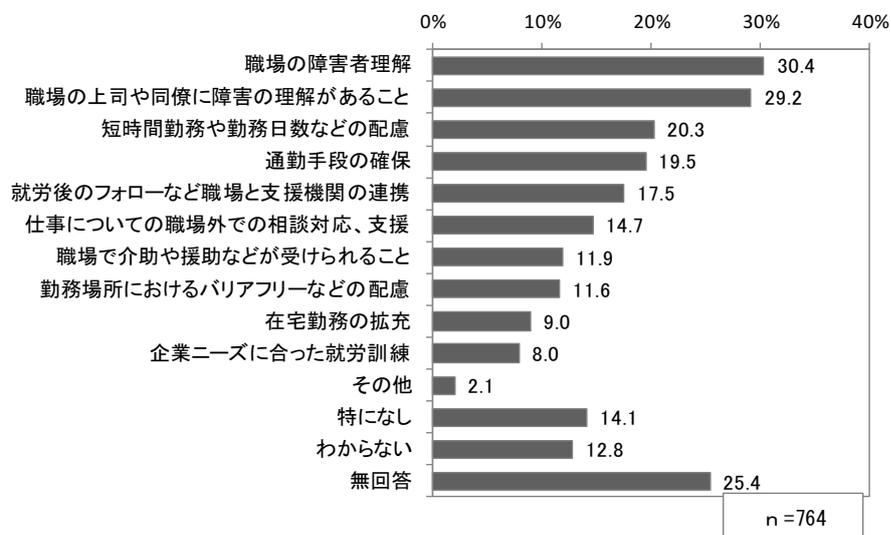
### 現状と課題

#### ○現在の勤務形態

##### 障害種別割合



#### ○障害者の就労支援として、必要だと思うこと



障害者に対する実態調査の結果において、「働いている」と答えた方を前回実態調査と今回実態調査で比較してみると、身体障害者では 20.1%から 22.4%、知的障害者では 11.3%から 14.9%、精神障害者では 8.8%から 15.0%とそれぞれ増加しています。

このように、障害者を取り巻く就労環境は少しずつではありますが改善してきており、事業所ヒアリングでは、筑後市内の事業所では、障害者の受け入れ体制は整いつつあるというご意見もありました。

しかし、現在働いている方の勤務形態をみると、知的障害者と精神障害者の「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」で勤務する方の割合が約7割と、身体障害者と比べ高い割合であり、障害による勤務形態の差がみられる結果となっています。また、事業所ヒアリングにおいて、筑後市では就労移行支援の部分はまだ整備されきれていないというご意見もあり、課題が残る箇所もありました。今後、就労移行支援事業を中心に、就労支援を充実させていく必要があります。

また、実態調査において、今後障害者の就労支援として、必要だと思ふこととして、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」を挙げる方が多く、障害に対する理解促進も引き続きの実施と、福祉的就労の充実が求められています。

## 今後の取組

### (1) 就労移行支援の充実

番号	施策名	内容	担当課
V-(1)-1 <b>重点</b>	就労移行支援事業の利用促進	一般就労をめざしながら働き、就労に必要なスキルを身につけることができる場としての就労移行支援事業の利用促進を図ります。	福祉課
V-(1)-2 <b>重点</b>	各種制度の利用促進	ハローワーク等関係機関と連携し、職業訓練やジョブコーチ（就労援助指導員）、トライアル雇用等各種制度について周知し、利用促進を図ります。	福祉課
V-(1)-3 <b>重点</b>	就労支援ネットワークの充実	ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校等によるネットワークの充実を図り、就労支援の充実を図ります。	福祉課

## (2) 一般就労の促進

番号	施策名	内容	担当課
V-(2)-1 <b>重点</b>	障害者の就労に対する理解促進	障害者差別解消法についての職員に対する研修を実施し、職場内の障害者の理解促進に努めます。	福祉課
V-(2)-2	法定雇用率達成の促進	企業の雇用している障害者に関する関係者会議に出席し、障害者雇用の促進についての理解や協力を求めています。	福祉課
V-(2)-3	市職員への障害者雇用条件整備の検討	障害者差別解消法の合理的配慮を考慮した、採用試験の環境整備を行うとともに、採用後についても、相談体制の整備の検討などのさらなる職場環境の整備に努めます。	市長公室

## (3) 福祉的就労の充実

番号	施策名	内容	担当課
V-(3)-1 <b>重点</b>	就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	障害者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業(A型・B型)や地域活動支援センター事業の周知や利用促進、事業の充実を進めています。	福祉課
V-(3)-2	授産製品の販売支援	福祉的就労の場で製造される製品の行政内の活用や販売拡大に向け、支援していきます。	福祉課

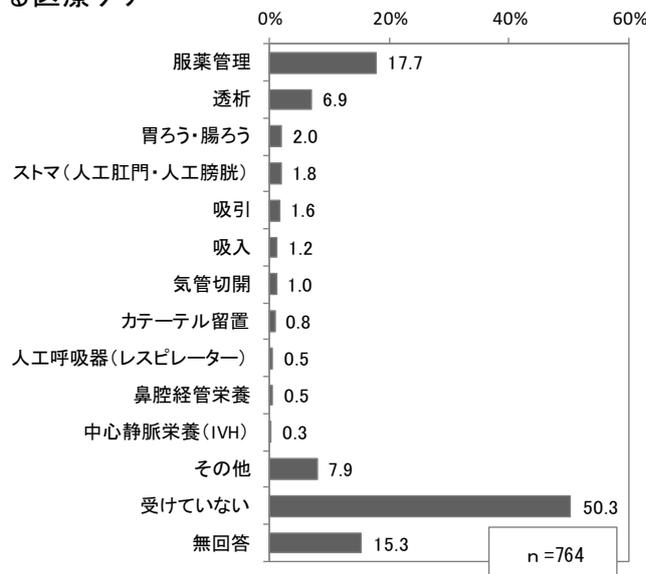
## VI 保健・医療

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療体制を整備することは、障害の早期発見、早期治療、早期療育に繋がるため、重要なことであるといえます。また、疾病等の早期発見及び早期治療を行えるような体制整備は、障害の予防という面への対策を強化することができること、また、リハビリテーションの充実も、障害を軽減し自立を促進するためには、重要な部分を担っています。

さらに、入院中の障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進することで、いわゆる社会的入院を解消し、障害者が地域で生活できるよう整備することも重要です。

### 現状と課題

#### ○現在受けている医療ケア



障害者が地域において安心して暮らしていくために、適切な保健や医療をできる限り地域で受けることができるよう支援することは重要です。実態調査において多くの精神障害者は、「医療サービスの充実」に関する施策を、重要視しているが満足度は低い施策として挙げており、施策としての充実や、精神障害者に対する事業の充実が望まれています。また、事業所ヒアリングでは、退院後行くところがないことを理由に入院せざるを得ないという社会的入院の状況に陥る障害者が多くなっているという意見があるため、保健・医療を地域で暮らしながら受けることのできる状況にすることが重要です。

障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、二次障害の予防に対応するためにも、障害者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

## 今後の取組

### (1) 保健事業の充実

番号	施策名	内容	担当課
VI-(1)-1	保健事業の実施	生活習慣病予防などの市民の健康増進のため、健康診査や健康教育・健康相談、各種がん検診などの保健事業を推進します。また、各種保健事業の実施にあたっては障害者が利用しやすい環境づくりに努めます。また、経過観察が必要とされた方への事後指導の充実を図ります。	健康づくり課 市民課
VI-(1)-2 <b>重点</b>	精神障害などに関する啓発・広報の推進	パンフレット・広報紙や講話などにより、心の健康づくりや、精神障害などについての普及啓発に努めます。また、『自殺対策計画』を策定し、地域の特性に応じた自殺対策や啓発を行います。	健康づくり課 福祉課

### (2) 早期発見の強化

番号	施策名	内容	担当課
VI-(2)-1	乳幼児健康診査等の実施	医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査等の充実により疾病や障害を早期発見することで、早期治療、早期療育に繋がります。また、未受診者には受診奨励し、状況確認を行います。	健康づくり課

### (3) 医療サービスの充実

番号	施策名	内容	担当課
VI-(3)-1	自立支援医療、重度障害者医療制度の周知	市のホームページや広報紙などにより、制度の周知を行い、制度対象者には「福祉のしおり」を用いた制度の説明と窓口へ案内を実施し、申請漏れの無いよう努めます。	市民課 福祉課
VI-(3)-2	医療専門機関との連携体制の整備	医療サービスに関する相談窓口として、保健・医療・福祉分野で連携し、随時相談を受け、適切な関係機関へ繋がります。また、懸案事項発生時の関係機関を交えた協議を実施して情報共有を行い、連携を強化します。	健康づくり課 福祉課
VI-(3)-3	精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	精神保健相談や訪問により、疾病や障害の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。また、医療機関との連携により適切な対応に努めます。	健康づくり課 福祉課

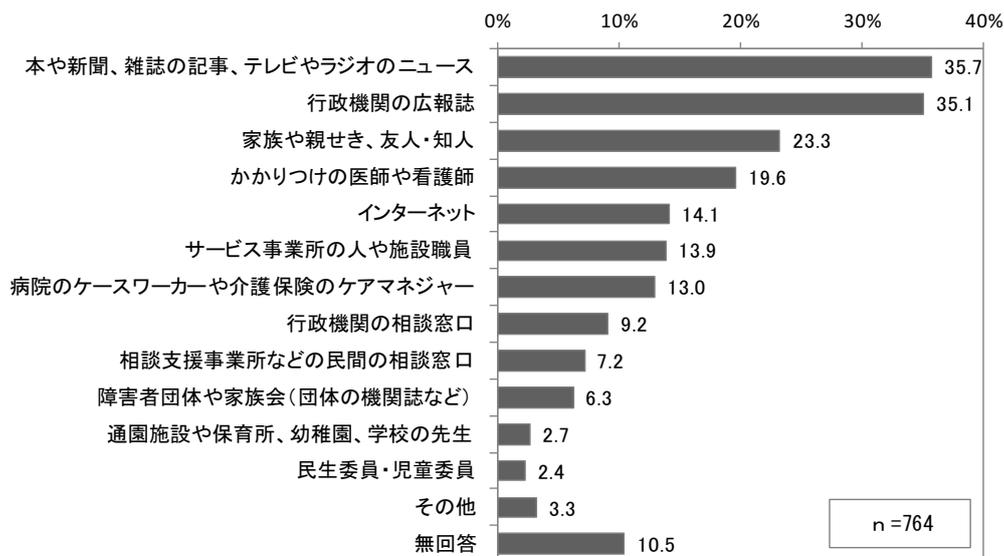
## VII 情報・コミュニケーション

障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。国の定める『障害者基本計画（第4次）』においても、情報等のアクセシビリティの向上に努めることを5つの横断的視点の1つとして掲げており、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるような、情報の手に入れやすさの向上は、着実に取組が進められる必要があります。

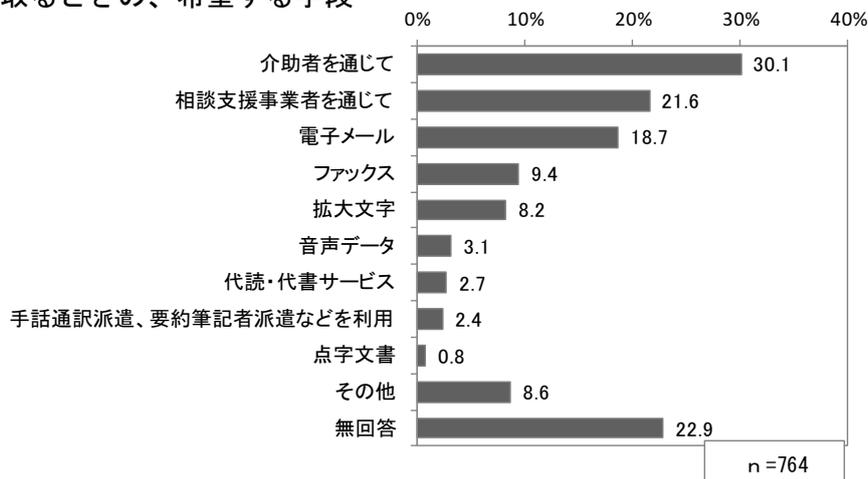
また、障害者が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援に関しても充実を図る必要があります。ICT（情報技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

### 現状と課題

#### ○福祉のことや障害者サービスなどの情報の入手先



#### ○情報を受け取る際の、希望する手段



本市では、市の広報紙やホームページ等、様々な方法を用いて福祉や障害者サービス等についての情報の周知を図っています。また、市ホームページの構成や文字の大きさに配慮したり、音声化を行うなどし、情報提供方法についても伝わりやすい方法を用いて、情報のアクセシビリティの向上に努めてきました。実態調査においても、福祉や障害者サービスについての情報の入手方法として、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と同じくらいの多くの障害者が「行政機関の広報誌」を利用しており、多くの方に行政の情報発信事業を活用いただいています。

また、情報を受け取るときの希望する手段として「介助者を通じて」と回答する方が多かったこともあり、今後はさらに障害者本人だけでなく、障害者に関わる全ての方へも伝わりやすい情報伝達方法を推進していく必要があります。

福祉のことや障害者サービスなどの情報の入手先として「インターネット」を挙げる方や、「電子メール」での情報の受け取りを希望する方もおり、推進協議会においても、障害者にこそICTを利用した情報提供の充実が重要という意見もあったため、ICTを利用した情報伝達も視野に入れた情報提供方法の充実が求められています。

## 今後の取組

### (1) 情報バリアフリー化の推進

番号	施策名	内容	担当課
VII-(1)-1	コミュニケーション手段の充実	手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障害者のコミュニケーションを支援します。また、ボランティア養成講座には各関係機関等に対し、参加要請に努めます。	福祉課
VII-(1)-2	ITの利用啓発	インターネット、携帯電話などの情報機器の利用普及を支援し、障害者の社会参加の促進に努めます。	福祉課

### (2) 情報収集、情報提供の充実

番号	施策名	内容	担当課
VII-(2)-1 <b>重点</b>	多様な手段による情報提供の充実	「福祉のしおり」や「広報ちくご」、市ホームページなどの多様な媒体を活用して、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。また、情報提供の際は全ての方にわかりやすい情報提供方法となるよう努めます。	総務広報課 防災安全課 福祉課

第2期 筑後市障害者基本計画関連実績値

	内容	実績値	年度
1 啓発・広報	広報ちくごへの障害者施策に関する情報の掲載数	15 件	平成 29 年度 (2017 年度)
	認知症サポーター養成講座開催数・受講者数	開催数 19 回 受講者数 404 人	平成 29 年度 (2017 年度)
	居住地交流実施校数	小学校：3 校 中学校：2 校	平成 30 年度 (2018 年度)
	総合的な学習の時間での福祉教育の実施校数	市内全小学校 の 4 年生	
2 生活支援	重度障害者タクシー利用券交付者数	69 人	平成 29 年度 (2017 年度)
	在宅系障害福祉サービス延べ利用者数	10,344 人	平成 29 年度 (2017 年度)
	行動援護、同行援護、移動支援サービス延べ利用者数	693 人	平成 29 年度 (2017 年度)
	障害福祉サービス延べ利用者数	11,528 人	平成 29 年度 (2017 年度)
	委託相談支援事業延べ利用者数	12,165 人	平成 29 年度 (2017 年度)
3 生活環境	自治公民館等の公共施設におけるバリアフリー化工事実施施設数	26 ヶ所	平成 29 年度 (2017 年度)
	防災マップ配布世帯数	全世帯	平成 30 年度 (2018 年度)
4 教育・育成	3 歳児健診時の医療機関への紹介件数	15 件	平成 29 年度 (2017 年度)
	こころほっと相談から医療機関への紹介件数	17 件	平成 29 年度 (2017 年度)
	特別支援教育支援員配置数	小学校：13 人 中学校：5 人	
5 雇用・就労	就労継続 A 型作業所などの就労系サービス利用者数	3,158 人	平成 29 年度 (2017 年度)

	内容	実績値	年度
6 保健・医療	乳幼児健康診査受診率	4ヵ月児健診： 98.9% 10ヵ月児健診： 97.5% 1歳6ヵ月児健診： 98.8% 3歳児健診： 97.9%	平成29年度 (2017年度)
7 情報・コミュニケーション	生活上必要な手続きや相談、通院などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣件数	357件	平成29年度 (2017年度)

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 総合的な推進体制

---

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、地域、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障害及び障害者に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

---

### 2 計画の進行管理体制

---

庁内の「筑後市障害者福祉推進委員会」において、年度ごと計画の進捗状況を点検評価しながら、施策の進行を努めるとともに、「筑後市障害者施策推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、協議会からの意見を踏まえて、その後の施策を推進していきます。

また、各種サービスの見込量や目標値を掲げる障害福祉計画を策定し、計画の推進を図っていきます。

## 筑後市障害者施策推進協議会規則

平成 10 年 6 月 22 日

規則第 33 号

改正 平成 15 年 3 月 28 日規則第 24 号

平成 18 年 8 月 23 日規則第 50 号

平成 27 年 3 月 20 日規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、筑後市附属機関の設置に関する条例（昭和 46 年条例第 15 号）第 3 条の規定により、筑後市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、筑後市障害者基本計画及び筑後市障害福祉計画の策定、策定後の進捗状況等について、調査審議し、助言を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 保健医療関係の代表者
- (4) 公共的団体等の代表者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議事を司会する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部福祉課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成18年度に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成15年3月28日規則第24号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月23日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 筑後市障害者施策推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	役職	選出団体	氏名	備考
1		筑後市議会	辻 義満	
2	会長	筑後市身体障害者福祉協会	松永 千之	
3		筑後市身体障害者福祉協会	竹下 聡美	
4		筑後市手をつなぐ育成会	深町 忠男	
5		自立生活センターちくご	東 聖二	平成 30 年 (2018 年) 3 月 28 日より
6		筑後市民生委員・児童委員協議会	木下 知子	
7	副会長	筑後市社会福祉協議会	浜崎 美津子	
8		筑後市ボランティア連絡協議会	大月 弘子	
9		八女筑後医師会	植田 清一郎	
10		八女公共職業安定所	中尾 正和	平成 29 年 (2017 年) 12 月 13 日より
11		桜園	姫野 泰生	
12		福岡県立筑後特別支援学校	木下 博史	
13		九州大谷短期大学	河村 陽子	
14		筑後商工会議所	江口 健治	
15		市民公募	加藤 純子	
16		市民公募	原 嘉隆	
17		市民公募	下川 由子	

(委嘱期間：平成 29 年 (2017 年) 3 月 24 日～平成 31 年 (2019 年) 3 月 23 日)

## 策定の経緯

年月日	開催会議等	内 容
平成 30 年（2018 年） 2 月 13 日～2 月 23 日	実態調査	<p>○障害者実態調査の実施</p> <p>調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者</p> <p>調査方式：郵送による配布・回収</p> <p>回収状況：配布数 1,500 票 回収数 764 票 回収率 50.9%</p>
平成 30 年（2018 年） 3 月 28 日	第 1 回筑後市障害者施策推進協議会	<p>○議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「筑後市障害者基本計画」「筑後市障害福祉計画・筑後市障害児福祉計画」の概要について</li> <li>・筑後市障害者基本計画策定のためのアンケート調査結果について</li> <li>・第 5 期筑後市障害福祉計画・第 1 期筑後市障害児福祉計画（案）について</li> </ul>
平成 30 年（2018 年） 4 月 13 日～5 月 15 日	団体・事業所アンケート	<p>○障害者関係団体・事業所アンケートの実施</p> <p>調査対象：障害者の生活と関連の深い団体、事業所等</p> <p>調査方法：メールにて配布・回収</p> <p>回収状況：配布 39 団体 回収 28 団体</p>
平成 30 年（2018 年） 6 月 14 日、15 日	事業所ヒアリング	<p>○障害者関係事業所ヒアリングの実施</p> <p>調査対象：障害者の生活と関連の深い団体、事業所等</p> <p>調査方法：グループヒアリング</p> <p>参加団体：15 団体</p>

年月日	開催会議等	内 容
平成 30 年 (2018 年) 8 月 1 日	第 2 回筑後市障害 者施策推進協議会	○議題 ・「筑後市障害者施策 進捗状況評価」について ・「事業者ヒアリングについてのとりまとめ」につ いて ・「筑後市障害者基本計画策定のためのアンケー ト調査結果」について ・「筑後市障害者基本計画 重点課題まとめ」につ いて
平成 30 年 (2018 年) 10 月 31 日	第 3 回筑後市障害 者施策推進協議会	○議題 ・「筑後市障害者施策 骨子案」について
平成 30 年 (2018 年) 12 月 18 日	障害者福祉推進委 員会	○議題 ・「筑後市障害者施策 素案」について
平成 30 年 (2018 年) 12 月 26 日	第 4 回筑後市障害 者施策推進協議会	○議題 ・「筑後市障害者施策 素案」について
平成 31 年 (2019 年) 1 月 21 日～2 月 7 日	○パブリックコメントの実施	
平成 31 年 (2019 年) 2 月 27 日	第 5 回筑後市障害 者施策推進協議会	○議題 ・「パブリックコメント結果」について ・「筑後市障害者施策 原案」について

## 用語集

### 【あ】

#### ●ICT（情報技術）

パーソナルコンピュータやスマートフォンなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のこと。

#### ●アクセシビリティ

高齢者、障害者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのこと。

### 【か】

#### ●共生型サービス

介護保険事業所や障害福祉事業所が共生型サービスの指定を受ければ、高齢者と障害児者を一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになること。障害のある人が65歳以上の高齢者となった際、それまでサービスを利用していた事業所において、継続して利用することも可能となる。

#### ●合理的配慮

障害者が他の人と平等に自らの権利を行使することができるように、負担が重すぎることのない範囲で、社会の側でその状況に応じた必要な配慮や変更・調整を行うという考え方。「合理的配慮」が欠如した状況は「障害による差別」となる。

### 【さ】

#### ●社会的障壁

障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

#### ●重度移動困難者外出支援サービス

公共交通機関等の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度身体障害者等の外出を、ストレッチャー付の車両を利用して支援する事業。

### ●ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障害者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

### ●自立支援協議会

障害者等への支援体制の整備を図るため市町村が設置し、関係者によるネットワークの構築、社会資源の開発・改善などが主な役割としてあげられる協議会のこと。筑後市においては、障害者及び障害児の方が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るために設置されており、分野ごとに就労部会・生活部会・相談支援部会・教育部会の4つの部会に分かれて活動を行っている。

### ●身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、⑦肝機能障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

### ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

### ●精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。主な疾患としてはアルコール依存症、うつ病、強迫性障害、摂食障害、双極性障害（躁うつ病）、統合失調症、薬物依存症、パニック障害・不安障害、PTSD、認知症等がある。障害の程度により1級から3級に区分される。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認められた者に交付する手帳。障害の程度により1級から3級の等級が記載される。

### ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障害者、精神障害者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

## 【た】

### ●地域共生社会

福祉は支えるもの与被えられるものといったように「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域社会のこと。

### ●地域包括支援センター

市町村が運営主体となって、高齢者が自立して生活できるよう、様々な支援を行う機関。

### ●知的障害者

知的機能の障害が発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。障害の程度により A 1 (最重度)、A 2 (重度)、A 3 (B 1 の知的障害と 1 級～3 級の身体障害の重複)、B 1 (中度)、B 2 (軽度)に区分される。

### ●特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### ●トライアル雇用

ハローワークが紹介する労働者を短期間(原則として3ヵ月)雇用し、その間に企業は能力や適性を把握し、労働者は仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。

## 【な】

### ●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)において、難病患者に対する医療等に関し必要な事項が定められている。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

### ●日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## 【は】

### ●発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されたものをいう。

### ●バリアフリー[barrierfree]

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去を行うこと。

### ●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

## 【ま】

### ●民生委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

## 【や】

### ●ユニバーサルデザイン [universaldesign]

障害の有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

## 【ら】

### ●リハビリテーション [rehabilitation]

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障害者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障害者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

### ●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としたもの。障害の程度によりA1、A2、A3、B1、B2の等級が記載される。

---

第3期 筑後市障害者基本計画

発行年月：平成31年3月

発行・編集：筑後市役所 市民生活部 福祉課

筑後市役所

〒833-8601

福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話：0942-53-4111 (代) FAX：0942-52-5928

---